

愛知県産業廃棄物税検討会議報告書

～産業廃棄物税の導入後の状況及び今後のあり方について～

(素案)

令和2年〇月〇日

はじめに

愛知県では、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置促進、その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として、平成 17 年に「愛知県産業廃棄物税条例」（平成 17 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。）を制定し、平成 18 年 4 月から施行している。

この条例では、施行後 5 年を目途に産業廃棄物税の今後のあり方や有効な使途について検討することとなっており、「愛知県産業廃棄物税検討会議」（以下「検討会議」という。）が 5 年毎に開催され、平成 22 年度及び平成 27 年の検討会議において、税導入の効果、使途、納税義務者の意識等を総合的に検討した結果、その枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると報告した。

この報告を踏まえて、愛知県では平成 22 年及び平成 27 年に条例を改正し、税制度は変更しないものの、改正条例施行後 5 年を目途として、条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることが定められた。

このため、平成 27 年の改正条例の施行から 5 年後となる令和 3 年度に向けて、これまでと同様、検討会議において、産業廃棄物税の今後のあり方について検討した。

— 目 次 —

1	産業廃棄物税制度	
(1)	導入の経緯	1
(2)	産業廃棄物税制度の概要	1
(3)	課税の仕組み	2
2	産業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の使途	
(1)	税収等の状況	3
(2)	税収の使途	4
ア	3Rの促進に向けた取組	5
イ	最終処分場の設置促進に向けた取組	9
ウ	適正処理の推進に向けた取組	10
3	現状分析	
(1)	産業廃棄物税導入後の状況	14
ア	産業廃棄物の発生量等の状況	14
イ	産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の状況	15
(2)	産業廃棄物税制度導入効果の検証	17
ア	経済指標との比較	17
イ	産業廃棄物税制度未導入都県との比較	19
(3)	産業廃棄物税に関するアンケート調査結果	22
ア	産業廃棄物税制度の認知度	23
イ	産業廃棄物税制度の効果	24
ウ	産業廃棄物税の負担に関する取扱	25
エ	産業廃棄物の処理状況	27
オ	産業廃棄物税の税率	28
カ	産業廃棄物税の課税方法	29
キ	産業廃棄物税の活用施策	30
ク	産業廃棄物税制度の方向性	32
ケ	その他	34
(4)	産業廃棄物税に関するインターネット調査結果	37
ア	産業廃棄物税制度の認知度	38
イ	産業廃棄物税を徴収する現状について	38
ウ	産業廃棄物税の使途	39
エ	産業廃棄物税の継続の可否	40

オ	まとめ	40
4	今後のあり方についての検討	41
5	取りまとめ	
(1)	産業廃棄物税制度の今後のあり方	45
(2)	今後の取組	46
資料	産業廃棄物税検討会議検討経過及び委員名簿	47

1 産業廃棄物税制度

(1) 導入の経緯

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の課税自主権の尊重という観点から、新たに法定外目的税の制度が創設された。

愛知県では、製造品出荷額等が日本一という製造業を主とした活発な産業活動や都市基盤の整備に伴い、産業廃棄物が大量に発生している一方で、最終処分場の新規設置が進まないことから、県内の最終処分場の残存容量が逼迫している状況にあった。

このため、排出事業者による産業廃棄物の発生抑制と資源化への取組を推進することで最終処分量を減らすとともに、廃棄物を適正処理するための受け皿となる公共関与の最終処分場の整備、不法投棄や不適正処理の撲滅等への取組が喫緊の課題とされていた。

こうしたことから、課税自主権の拡大を活用することで、税制面から愛知県の産業廃棄物に関する課題を解決するために、平成 17 年に条例を制定した。

また、平成 18 年には、法定外目的税の税込として、その使途の透明性を確保するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策を実施するため、産業廃棄物適正処理基金条例（平成 18 年愛知県条例第 2 号。以下「基金条例」という。）を制定している。

(2) 産業廃棄物税制度の概要

平成 18 年 4 月に条例及び基金条例を施行し、産業廃棄物税制度の運用を開始した。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（3R（リデュース・リユース・リサイクル））の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、課税することとしている。

また、産業廃棄物税の税込から徴税費（7%）を除いた額は、「産業廃棄物適正処理基金」（以下「基金」という。）に積み立てを行い、各種施策のための事業に充当することとしている。

(3) 課税の仕組み

産業廃棄物税における課税の仕組みは、図-1に示すとおりである。

○納税義務者

愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○課税標準及び税率

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円

自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円

○徴収方式

最終処分業者（特別徴収義務者）が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、愛知県へ申告納入

自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、愛知県へ直接申告納付

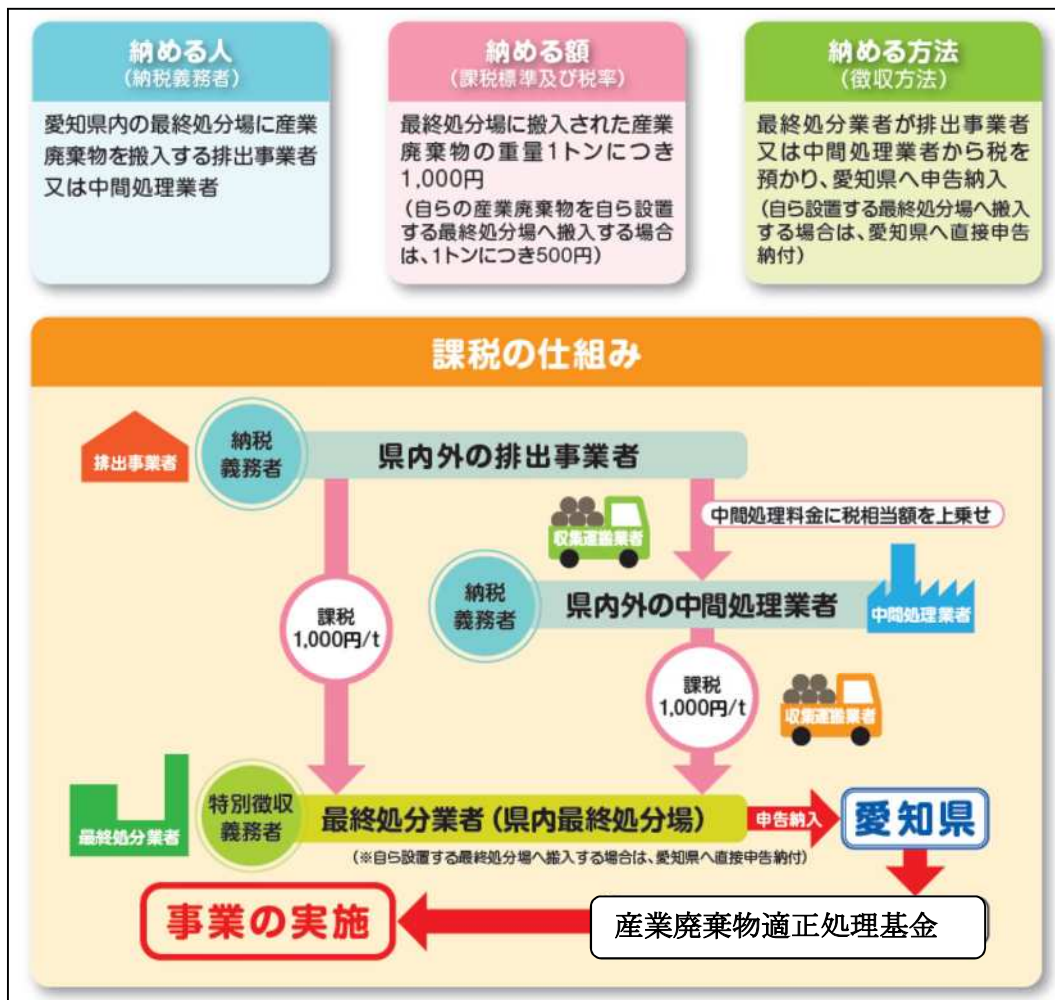


図-1 課税の仕組み

(資料) 環境局作成

2 産業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の使途

(1) 税収等の状況

産業廃棄物税制度が施行された平成 18 年度から平成 30 年度までにおける税収、税充当事業額及び基金の推移は、表－1 に示すとおりである。

産業廃棄物税の導入後における税収額の推移は、表－1 及び図－2 に示すとおりであり、平成 18 年度から平成 30 年度までの 13 年間で約 77 億 1,100 万円の税収がある。

税収の推移は、平成 22 年度以降、減少傾向にあったが、経済動向の影響により平成 26 年度から平成 28 年度までは増加に転じ、平成 29 年度、平成 30 年度は 5 億円台で推移している。

税充当事業額は、平成 18 年度から平成 30 年度までの 13 年間で、3R の促進に約 30 億 4,000 万円、最終処分場の設置促進に約 17 億 7,100 万円、適正処理の推進に約 12 億 1,800 万円の合計約 60 億 2,900 万円を充当している。

平成 30 年度末現在の繰越額は約 11 億 3,500 万円となっている。

繰越金は「産業廃棄物適正処理基金」として繰り入れられ、今後、最終処分場の設置促進等に充当されていく。

表－1 税収、税充当事業額及び基金の推移

(単位：億円)

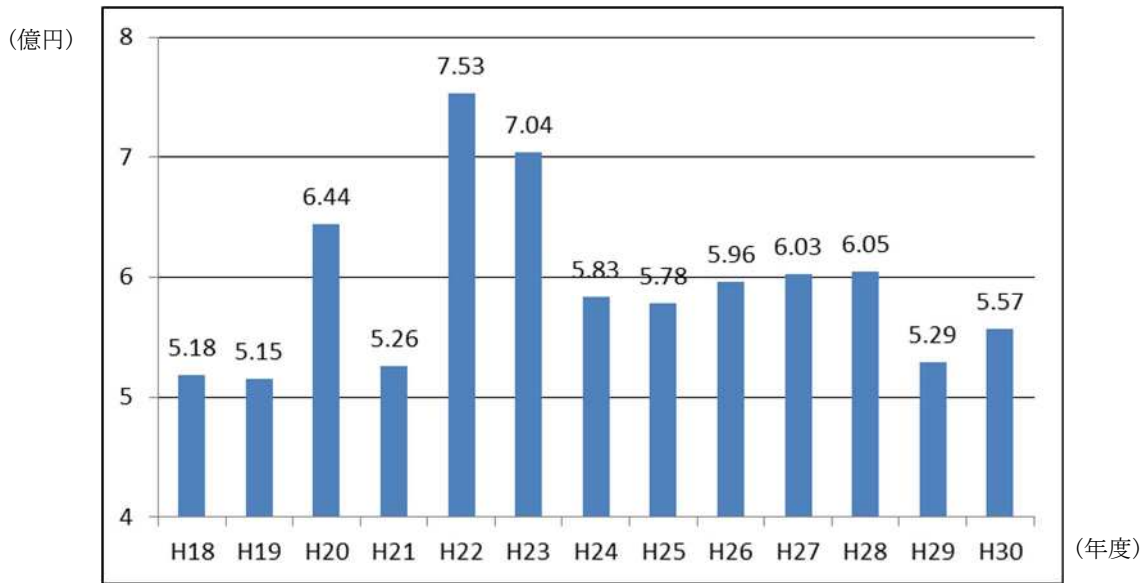
年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
税収	5.18	5.15	6.44	5.26	7.53	7.04	5.83	5.78	5.96	6.03
基金積立相当額 注1	4.82	4.81	6.04	4.96	7.02	6.56	5.43	5.38	5.27	5.55
税充当事業額	2.29	2.17	1.84	13.04	2.37	3.67	5.48	6.30	5.12	5.29
・3Rの促進	1.46	1.22	1.00	1.75	0.72	2.93	2.44	2.71	3.30	3.16
・最終処分場の設置促進	0.01	0.01	0.01	10.42	0.17	0.00	2.23	2.70	0.97	1.17
・適正処理の推進	0.82	0.94	0.83	0.87	1.47	0.74	0.81	0.89	0.85	0.96
繰越額	2.53	5.17	9.37	1.28	5.93	8.82	8.78	7.86	8.01	8.26

年 度	H28	H29	H30	計
税収	6.05	5.29	5.57	77.11
基金積立相当額 注1	5.61	5.26	4.93	71.64
税充当事業額	4.60	4.18	3.93	60.29
・3Rの促進	3.57	3.21	2.93	30.40
・最終処分場の設置促進	0.00	0.00	0.00	17.71
・適正処理の推進	1.03	0.97	1.00	12.18
繰越額	9.27	10.35	11.35	

注1：「基金積立相当額」は、税収－徴税費（7%）＋基金運用利息である。

注2：四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

(資料) 環境局調べ



図－2 税収額の推移

(資料) 環境局調べ

(2) 税収の使途

産業廃棄物税における税収の使途（平成18年度から平成30年度まで）は、図－3に示すとおりであり、各種の事業に税収を充当している。



図－3 税収の使途（平成18年度から平成30年度まで）

(資料) 環境局作成

ア 3Rの促進に向けた取組

(平成18年度から平成30年度：約30億3,989万円)

産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進につながる先導的なりサイクル技術の研究開発への支援や、リサイクル設備等の導入支援等を実施している。

(ア) あいち地域循環圏形成プラン推進事業費

(平成18年度から平成30年度：約4億6,500万円)

表-2に示すとおり、先導的で効果的なりサイクル施設等の設置や循環ビジネスの普及・振興により、環境と経済が好循環するモノづくり県の更なる発展を目的として、資源循環等を目的とした先駆的な事例を募集、表彰する「愛知環境賞」の実施、産・学・行政の連携拠点となる「あいち資源循環推進センター」の運営、あいちエコタウンプランを推進するための「エコタウン推進会議」の開催(平成28年度まで)、学識経験者、事業者、NPO、県民、行政などの参加により新しいリサイクル技術の開発に向けた取組や先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出に取り組む「循環ビジネス創出会議」(「ビジネスセミナー」、「現地見学会」及び「ビジネス相談会」)の開催、この会議を支える情報集積・交流機能としてWebサイト「資源循環情報システム」の運用、企業やNPO、団体などで持続可能な社会づくりのリーダーとして活躍する人材の育成を目的とした「愛知環境塾」による人材育成、「大型展示会」を活用した中小企業による環境ビジネスの情報発信への支援等を実施している。

表-2 あいち地域循環圏形成プラン推進事業

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
愛知環境賞数(件) (受賞数/応募数)	12/51	11/38	13/38	13/49	13/41	11/48	13/40	14/53	14/46	15/41	15/43	15/46	14/43	173/577
あいち資源循環推進センター相談件数	154	186	190	144	104	139	111	218	315	318	321	343	355	2,898
エコタウン事業認定件数	5	3	3	4	0	0	2	0	0	0	0	—	—	17
循環ビジネス創出会議(回)	70	78	96	43	5	5	5	5	5	5	5	5	5	332
資源循環情報システムアクセス数(件)	8,000	6,010	5,490	7,000	2,490	2,511	1,637	2,965	3,372	2,787	2,822	2,598	2,549	50,231
愛知環境塾修了者数(名)	—	—	39	25	18	20	18	20	20	18	20	20	20	238
大型展示会出展社数(社)	—	—	—	—	—	—	32	36	42	29	40	29	43	251

注：※の「循環ビジネス創出会議」は、平成22年度から開催方法を変更した。

(資料) 環境局調べ

(イ) あいちゼロエミッション・コミュニティ構想事業化推進費

(平成 18 年度から平成 27 年度：約 1 億 1,400 万円)

廃棄物や未利用資源を地域内で循環利用する持続可能な社会づくりを進めるため、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を平成 18 年度に策定（平成 23 年度に改訂）し、展開を図っていくべき先導的な 9 つの事業モデル（①面的熱利用のネットワーク化、②都市・地域内の燃料循環利用、③都市マンション等におけるゼロエミッション、④使用済み小型家電の有効活用、⑤公共施設を活用した地域循環型モデル、⑥工場等排熱の有効利用、⑦木質バイオマスの有効利用、⑧食品廃棄物等のバイオマス多目的利用、⑨農業・畜産のバイオマス利用ネットワーク）を掲げた。

これらの事業モデルについては平成 24 年度から平成 26 年度にかけて事業化検討を実施し、事業化に向けた課題、解決策等を整理した。

平成 27 年度に、これまでの検討結果により蓄積された豊富な有益情報を参考にしながら、9 つの事業モデルに関する事例の最新情報の収集や関連事業の調査を行い、その上で、各モデルの進捗状況、成功の共通要因、事業化に向けた課題等を整理し、先進事例集を取りまとめた。

(ウ) 資源循環高度化計画（仮称）策定費

(平成 28 年度：約 2,770 万円)

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を継承するとともに、平成 28 年度を目標年次とした「新・あいちエコタウンプラン」（平成 24 年度）に代わる新たな計画を策定した。

平成 29 年 3 月に策定した「あいち地域循環圏形成プラン」では、「あいち資源循環推進センター」を核として、本県の持つ自動車産業を中心とした厚い産業集積や、全国有数の農業基盤、豊かな森林資源などの多様な地域ポテンシャルを生かした新たな資源循環モデルの展開や、循環ビジネスの振興、持続可能な社会を担う人材の育成、資源循環に関する情報の発信などの取組を、多様な主体との連携の下で進め、「循環の環」を重層的に構築する「地域循環圏」の実現を目指す。（計画期間：平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間）

(エ) 地域循環圏づくり推進モデル構築費

(平成 30 年度：約 820 万円)

「あいち地域循環圏形成プラン」に掲げた「循環の環」を先導する新たな広域循環モデルの具体化に向けて、「地域循環圏推進チーム」を立ち上げ、地元自治体や事業に係る関係者の合意を図りながら検討を進めていく。（新たな広域循環モデル：①地産地消の推進と一体となった食品循環モデル、②森林保全対策等と連携した里山循環圏モデル、③農畜産場等を核とした分散型

バイオマス活用モデル)

広域循環モデルの具体化に向けて、「地域循環圏づくり推進チーム」を平成 29 年 7 月に 1 チーム、平成 31 年 2 月に 6 チーム立ち上げた。

令和 3 年度までに 3 チーム以上の取組を具体化する予定である。

(オ) 循環型社会形成推進事業費補助金

(平成 18 年度：約 22 億 7,199 万円)

表－3 に示すとおり、廃棄物のリデュース・リサイクルや資源の地域内循環を推進するため、平成 18 年度から先導的・効果的な機能を持つリサイクル関係施設などの施設の整備や循環ビジネスの事業化検討に要する経費の一部を補助している。

平成 18 年度から平成 30 年度までの間に、施設整備に対して 90 件、循環ビジネス事業化検討に対して 106 件の補助金を交付した。

施設整備補助は、補助事業者の収益源の構築に資するものとなっており、また、事業化検討補助は、補助事業者による循環ビジネスの開拓を推進するものとなっている。

当該補助金を交付した事業の中から先駆的で優れた取組であると認められ、愛知環境賞の受賞につながった事例もこれまでに延べ 10 件あり、循環ビジネスの促進につながっている。

表－3 循環型社会形成推進事業費補助金

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
リサイクル関係施設整備	3 件	2 件	2 件	3 件	2 件	3 件	4 件	6 件	1 件
排出抑制関係施設整備	—	—	—	—	—	4 件	0 件	6 件	4 件
地域ゼロエミッション関係施設等整備	—	—	—	—	—	3 件	2 件	0 件	1 件
循環ビジネス事業化検討	7 件	8 件	7 件	11 件	4 件	9 件	11 件	7 件	6 件

年 度	H27	H28	H29	H30	計
リサイクル関係施設整備	6 件	5 件	9 件	6 件	52 件
排出抑制関係施設整備	1 件	4 件	7 件	4 件	30 件
地域ゼロエミッション関係施設等整備	1 件	1 件	0 件	0 件	8 件
循環ビジネス事業化検討	6 件	9 件	10 件	11 件	106 件

(資料) 環境局調べ

(カ) 家畜ふん尿資源化利用推進事業費

(平成 25 年度から平成 30 年度：約 2,018 万円)

畜産業から発生する家畜排せつ物の約 75%が堆肥化等により資源として利活用されているが、更なる利活用を図るため、良質堆肥生産のための新たな副資材の検討、リン回収技術等先進技術の実証等を行うとともに、畜産農

家に対し巡回指導を実施し、堆肥舎の発酵温度や浄化槽等の適切な管理を確認し、畜産農家における良質な堆肥生産、地域農業での肥料利用を促進する。

平成 25 年度から平成 30 年度までに以下の技術を実証したほか、延べ 267 戸の畜産農家の堆肥舎及び浄化槽（延べ 280 件）における家畜排せつ物処理状況を確認し、畜産農家における良質堆肥生産技術等の向上に資した。（①中山間地域における冬期の低温等堆肥生産に不利な条件を克服する良質堆肥生産技術、②オガコに代わる水分調整材として竹粉を使用した良質堆肥生産技術、③家畜ふん尿中のリンを資源化するため、浄化処理過程でのリン回収技術）

（キ）動植物性残さ飼料化促進事業費

（平成 28 年度から平成 30 年度：約 2,354 万円）

県内で発生する動植物性残さの約 7 割は飼料または肥料の原料として再生利用されているが、家畜飼料としての利用率を一層高める必要がある。醸造業から排出される残さは高水分のため腐敗しやすく、また、塩分やアルコール分が高いため、飼料としての利用が普及していない。このため、飼料への加工・調整方法の検討、家畜への給与技術の検討及び現地実証を行うことで未利用資源の再生利用を推進する。

地域内において、醸造業者が排出した残さを畜産農家が利用し、家畜排せつ物から生産した堆肥を食品生産のために利用するといった資源循環型農業が構築され、持続可能な農業生産の形成に寄与する。

従来、飼料として家畜に直接給与することが難しいと考えられていた動植物性残さの飼料化が可能となった。（①（牛）竹、酢粕、ビール粕 → 完全混合飼料（TMR）、②（豚）守口漬け残さ、ビール酵母 → リキッドフィード、③（鶏）酒粕、みりん粕 → 簡易給餌器による高水分飼料給与）

（ク）干潟・浅場造成材適正実証費

（平成 22 年度から平成 24 年度：約 1,796 万円）

陶器瓦製造時に排出される瓦破砕材のリサイクル品について、海域（干潟・浅場）利用の適性実験を支援した。

（ケ）資源再生利用化対策費

（平成 18 年度から平成 30 年度：約 436 万円）

資源再利用の成功事例や関連法等を紹介するパンフレットを作成し、資源の再利用について、より一層の効率化、有効化を促進する。

愛知県再生資源団体連合会を始め、県内の市町村、商工会、商工会議所等に毎年 1,500 部程度配布している。

(コ) 建設リサイクル推進費（リサイクル資材管理システム構築業務等）

（平成 18 年度から平成 30 年度：約 7,928 万円）

表－４に示すとおり、県が発注する公共工事において、率先利用が見込まれるリサイクル資材を「愛知県リサイクル資材評価制度」に基づき「あいくる材」として認定し、積極的な活用を図っている。（評価制度は平成 14 年度から実施、税充当は平成 18 年度から）

認定に際しては、品質・性能等の評価基準への適合について、書類審査に加えて実地調査も行うほか、認定後にも立入検査を行い、本制度及びリサイクル資材の信頼性向上に努めている。

県の発注する公共工事における主要資材のあいくる材利用率は、毎年度約 8 割で推移しており、リサイクル資材の率先利用が図られている。あいくる材認定資材数：1,412（令和 2 年 3 月末現在）

表－４ リサイクル資材管理システム構築業務等

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
あいくる材 認定件数 (単位:件)	508	478	477	489	491	476	469	464	464	464	452	434	425	—注)
あいくる材 再生資源利用量 (単位:千トン)	445	436	454	523	395	373	426	454	447	343	245	417	369	5,327

注) あいくる材認定件数は、前年度から当該年度末時点までに増減をしたもの。

(資料) 建設局調べ

イ 最終処分場の設置促進に向けた取組

（平成 18 年度から平成 30 年度：約 17 億 7,081 万円）

最終処分場の地元周辺対策や最終処分場周辺の環境汚染防止対策として、補助等を実施している。

(ア) 広域最終処分場運営（整備）推進費

（平成 18 年度から平成 30 年度：約 634 万円）

公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）による広域最終処分場（衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場）の運営が円滑に行われるよう指導・助言を行うとともに、地元に係る諸問題を協議する場を設け（年 3 回程度）、関係機関等と調整を行っている。

(イ) 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業費補助金

（平成 21 年度及び平成 22 年度：約 3,322 万円）

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の高度排水処理施設整備事業に補助した。

(ウ) 武豊町地域交流施設（仮称）整備費補助金

（平成 24 年度から平成 27 年度：約 7 億 6,000 万円）

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の設置受入れに伴い、地元武豊町からの要望である施設整備事業（武豊町が平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 か年計画で整備した「武豊町地域交流センター」（町民の憩いの場となる公園、集会施設等））の整備費の約 6 割を補助した。

産業廃棄物税を活用した補助金により、武豊町の要望であるこの施設が整備され、そのことを対外的に示すことにより、最終処分場の設置促進に対する県民の理解が深まったと考えられる。（一部供用：平成 26 年 4 月、平成 27 年 4 月 全施設供用：平成 28 年 4 月）

(エ) 臨港道路武豊美浜線の整備経費

（平成 21 年度：約 10 億 2,526 万円）

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場に接続する臨港道路武豊美浜線の整備費に補助した。

ウ 適正処理の推進に向けた取組

（平成 18 年度から平成 30 年度：約 12 億 1,817 万円）

産業廃棄物不適正の処理の監視や優良な産業廃棄物処理業者の育成等の事業や、政令市による適正処理推進事業に対する補助等を実施している。

(ア) 産業廃棄物適正処理対策事業費

（平成 18 年度から平成 30 年度：約 7 億 4,634 万円）

表－5 に示すとおり、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び迅速な対応を行うため、愛知県庁及び各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班を設置し、警察官 O B を配置し、一層の監視・指導體制の強化に努めるとともに、平日夜間及び休日の監視体制の強化を図るため、監視業務の民間委託を支援している。

6 月及び 11 月の適正処理指導強化月間には一斉に立入指導を行っている。また、3 県 1 市合同の路上検査や、ヘリコプターを利用した上空からの監視パトロールを実施している。

その結果、監視体制の強化が図られ、1 年を通して、不適正処理の未然防止及び迅速な対応を確保することができた。

分析機器を整備し、産業廃棄物の不適正処理などによる周辺環境への影響を把握するための分析体制を確保することができた。

表－５ 産業廃棄物適正処理対策事業

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
警察官〇Ｂの 配置	6名	6名	6名	6名	6名	6名	6名	6名	6名
特別機動班 監視日数・件数	849日 2,184件	773日 2,203件	705日 1,969件	746日 2,151件	747日 2,195件	717日 2,084件	751日 2,206件	804日 2,544件	760日 2,286件
民間委託監視 回数・件数 (平日夜間・休日)	756回 6,212件	522回 4,189件	378回 3,016件	504回 4,207件	612回 4,965件	613回 5,519件	396回 3,589件	652回 6,556件	662回 6,999件

年 度	H27	H28	H29	H30	合計
警察官〇Ｂの 配置	6名	6名	6名	6名	—
特別機動班 監視日数・件数	776日 2,327件	707日 2,015件	748日 2,214件	771日 2,517件	9,854日 28,895件
民間委託監視 回数・件数 (平日夜間・休日)	659回 6,851件	630回 7,079件	630回 6,755件	630回 6,983件	7,644回 72,920件

(資料) 環境局調べ

(イ) 産業廃棄物処理業者優良化推進事業費

(平成18年度から平成30年度：約2,583万円)

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者の優良化を促進するため、セミナーの開催などを行うとともに、Webサイトで処理業者の情報を提供するシステムの構築・運営等を支援している。

セミナー参加者は表－6のとおり推移しており、継続的な需要があるものと推測される。優良認定を受けた業者数は、平成30年度末現在で412業者と順調に増加している。

表－6 産業廃棄物処理業者優良化推進事業

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
優良化セミナー 参加者数(名)	156	110	65	64	—	111	72	121	90	80	93	257	168	1,387
優良産廃処理 業者数(社)	6	19	35	40	45	86	136	209	247	283	333	373	412	2,224

(資料) 環境局調べ

(ウ) 産業廃棄物マニフェスト制度等普及促進事業費・産業廃棄物電子マニフェスト普及促進事業費補助金

(平成 19 年度から平成 21 年度：約 1,822 万円)

平成 18 年 7 月の廃棄物処理法改正により産業廃棄物の排出者は、前年度のマニフェスト交付実績を知事等に報告することが義務付けられた。

このため、法改正の内容及び産業廃棄物の適正処理を一層推進するための電子マニフェストの普及啓発に関する説明会を開催するとともに、業界団体等に電子マニフェストを導入するための費用を補助した。

(エ) 再生資源活用審査事業費

(平成 20 年度から平成 30 年度：約 1 億 215 万円)

産業廃棄物や副産物から製造された再生品等が市場に流通する前に環境安全性を審査することで、再生資源の適正な活用や有効利用を促進し、不適正処理を防止する「再生資源活用審査制度」を平成 20 年度に創設した。表 7 に示すとおり、この制度に基づく現地調査や再生品等の分析検査を支援している。検査の結果、再生資源の不適正な活用が行われるおそれがあると認められるときは事業者に対し指導等を行っている。

この制度を適切に運用していくことで、再生品等の環境安全性が確認できるだけでなく、再生資源の適正な活用を促進することができる。

表 7 再生資源活用審査事業

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
現地調査件数	202	255	260	200	174	168	170	151	94	145	104	1,923
行政検査件数	90	113	112	111	98	92	102	86	87	82	79	1,052

(資料) 環境局調べ

(オ) 市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助金

(平成 18 年度から平成 30 年度：3 億 1,200 万円)

産業廃棄物の不法投棄・過剰保管等に対する監視・指導機能を強化するため、表－8 に示すとおり、政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の 4 市）が実施する不法投棄等監視パトロールや監視カメラの設置等の適正処理推進事業に補助（各市 600 万円／年）している。

表－8 市町村産業廃棄物適正処理推進事業

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
警察OBの配置	－	－	1 市	1 市	1 市	1 市	1 市	2 市	2 市
休日・夜間監視パトロール	2 市	3 市	3 市	3 市	3 市	3 市	3 市	3 市	3 市
監視カメラの設置	1 市	1 市	1 市	1 市	1 市	2 市	1 市	1 市	1 市
航空写真解析	1 市	1 市	2 市	2 市	2 市	2 市	2 市	2 市	2 市
分析検査	1 市	1 市	1 市	1 市	2 市	3 市	3 市	3 市	2 市
過剰保管等現場測量	－	－	－	－	－	－	1 市	－	－
不法投棄情報管理システム	－	－	－	－	－	－	－	1 市	1 市

年 度	H27	H28	H29	H30
警察OBの配置	2 市	2 市	2 市	2 市
休日・夜間監視パトロール	3 市	3 市	3 市	3 市
監視カメラの設置	1 市	1 市	1 市	1 市
航空写真解析	2 市	2 市	2 市	2 市
分析検査	2 市	2 市	2 市	2 市
過剰保管等現場測量	－	－	－	－
不法投棄情報管理システム	1 市	1 市	1 市	1 市

(資料) 環境局調べ

3 現状分析

(1) 産業廃棄物税導入後の状況

ア 産業廃棄物の発生量等の状況

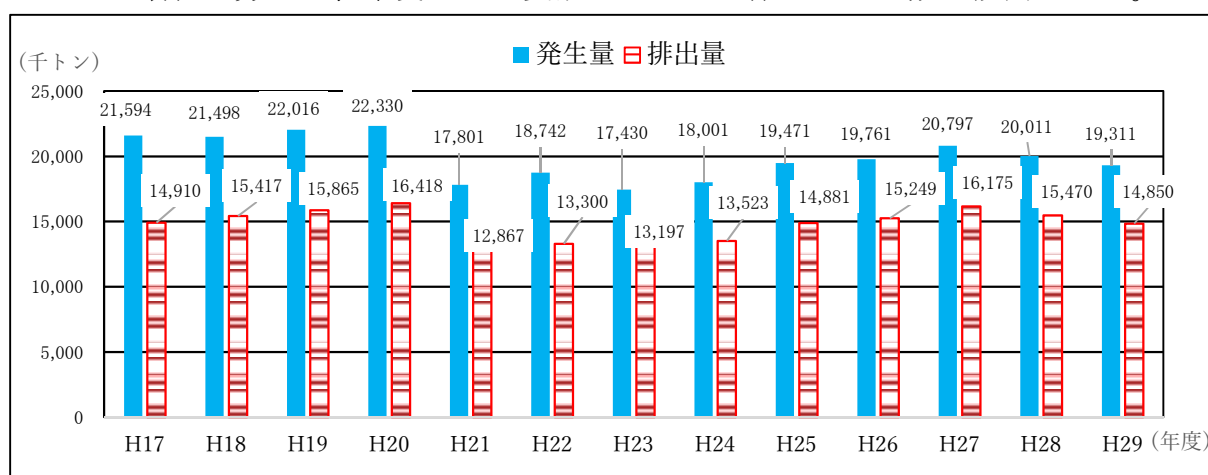
産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量、再生利用率及び最終処分量の推移は、図－4及び図－5に示すとおりである。

平成29年度の発生量は19,311千トン、排出量は14,850千トンで、産業廃棄物税制度が導入される前の平成17年度の発生量21,594千トン、排出量14,910千トンに比べ、発生量は10.6%減少し、排出量は0.4%減少している。

再生利用量は、平成17年度以降平成20年度まで増加し、一旦平成21年度に減少したものの、その後は再び増加傾向にある。

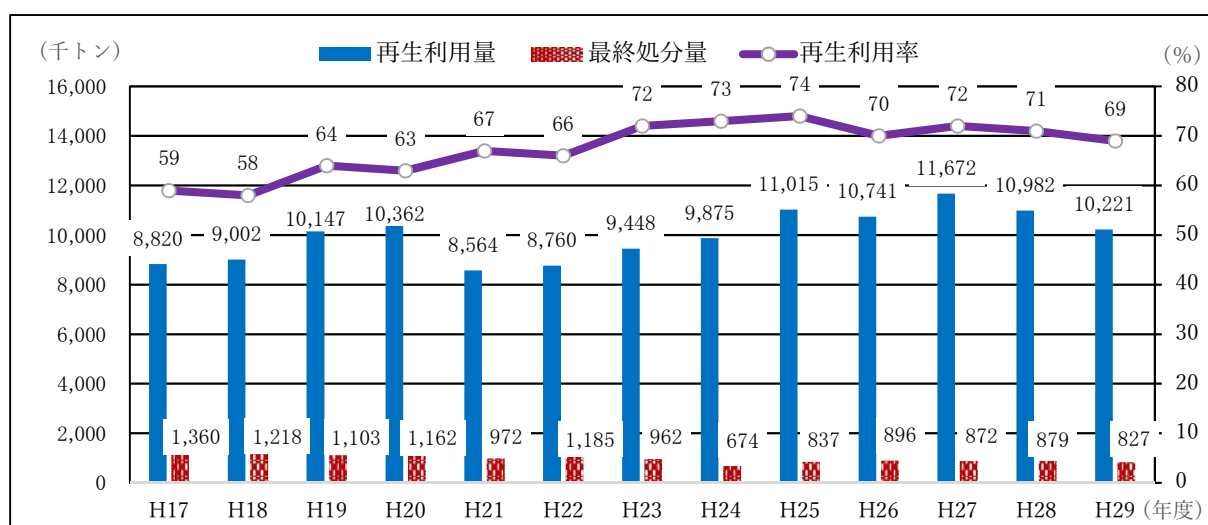
再生利用量を排出量で除した再生利用率は、増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にあり、ここ数年は70%前後で推移している。

最終処分量は、年度により変動はあるが全体としては減少傾向にある。



図－4 産業廃棄物の発生量と排出量の推移

(資料) 環境局調べ



図－5 産業廃棄物の再生利用量・再生利用率・最終処分量の推移

(資料) 環境局調べ

イ 産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の状況

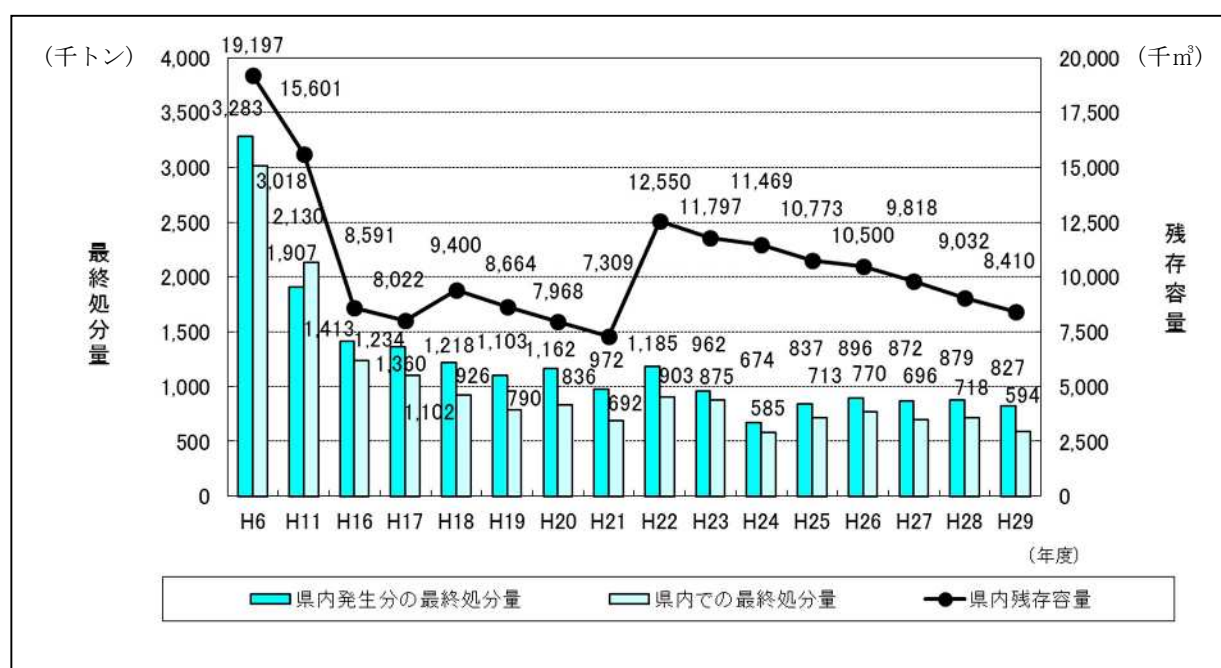
産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の推移は、図－6に示すとおりである。

平成29年度末現在の産業廃棄物最終処分場の残存容量は、8,410.0千 m^3 であり、その内訳は、遮断型最終処分場が4.0千 m^3 、安定型最終処分場が509.8千 m^3 、管理型最終処分場が7,896.2千 m^3 である。

平成17年度末と比較すると、施設数では34施設減少したが、平成22年度の衣浦港3号地最終処分場の供用開始に伴い、残存容量は増加している（表－9及び表－10参照）。

県内での最終処分量は平成29年度で594千トンであり、このままの埋立状況が続くとすると、平成29年度末現在の最終処分場の残存容量8,410.0千 m^3 から、最終処分場の残余年数は約14.2年と試算される。

最終処分量の更なる削減により、残余年数が伸びていくことが期待される。



図－6 産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の推移

(資料) 環境局調べ

表－9 最終処分場の設置状況（平成17年度末現在）

（残存容量の単位：千m³）

		自社処分場		自社処分場以外		合 計	
		施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
愛知県全域	遮断型	1	0.1	4	11.9	5	12.0
	安定型	3	2.5	50	586.6	53	589.0
	管理型	20	2,378.2	55	5,042.5	75	7,420.7
	合計	24	2,380.7	109	5,641.0	133	8,021.7

表－10 最終処分場の設置状況（平成29年度末現在）

（残存容量の単位：千m³）

		自社処分場		自社処分場以外		合 計	
		施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
愛知県全域	遮断型	1	0.0	4	4.0	5	4.0
	安定型	6	96.7	26	413.1	32	509.8
	管理型	15	1,162.0	47	6,734.2	62	7,896.2
	合計	22	1,258.7	77	7,151.3	99	8,410.0

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(2) 産業廃棄物税制度導入効果の検証

ア 経済指標との比較

愛知県の産業廃棄物税制度導入の効果を検証するため、愛知県における産業廃棄物の発生量等の推移について、経済指標（製造品出荷額等）の推移と比較検討を行った。

なお、比較に当たっては、産業廃棄物税制度が導入される前年度（平成 17 年度）を 100 とした指数により行った。

産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移については図－7 に、再生利用量、再生利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移については図－8 に示すとおりである。

なお、「製造品出荷額等」は、愛知県統計年鑑（平成 29 年度刊）の用語解説によれば、1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んだ額をいう。

平成 17 年度を基準として経済指標の推移を見ると、製造品出荷額等は、平成 19 年度まで増加後、平成 21 年度まで減少し、その後は再び増加傾向にある。

産業廃棄物に関する指標のうち、発生量、排出量及び再生利用量は、いずれも平成 20 年度まで増加した後、平成 21 年度に一旦急激に減少し、その後山、谷となる時期や増減幅に差はあるものの経済指標と類似性が見られ、緩やかに増加する傾向にあるが、近年は平成 27 年度をピークに減少に転じている。

また、発生量及び排出量の指標は、製造品出荷額等を下回り、再生利用量は平成 21 年度以降、製造品出荷額等を上回っていたが、平成 29 年に製造品出荷額等を下回った。

再生利用量を排出量で除した再生利用率は、産業廃棄物税導入後に増加し、平成 26 年度以降頭打ちになっているものの、高い水準を維持している。

これに対し、最終処分量は、経済指標が回復基調にあっても減少しており、長期的に見ても緩やかな減少傾向にある。

以上のことから、発生量及び排出量については抑制方向、再生利用量については増加方向の要因が考えられ、最終処分量の推移については経済動向以外の要因により推移していると言える。これらの要因の一つとして産業廃棄物税制度の存在が挙げられる。

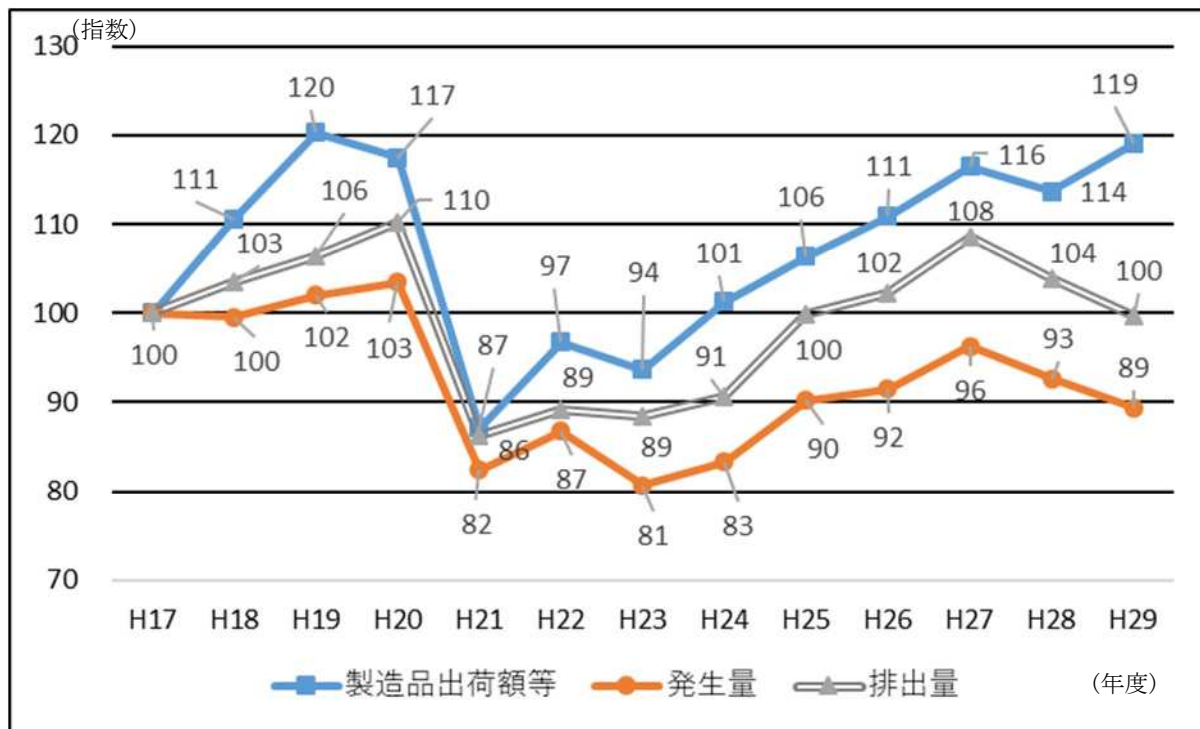


図-7 産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移

(資料) 環境局調べ

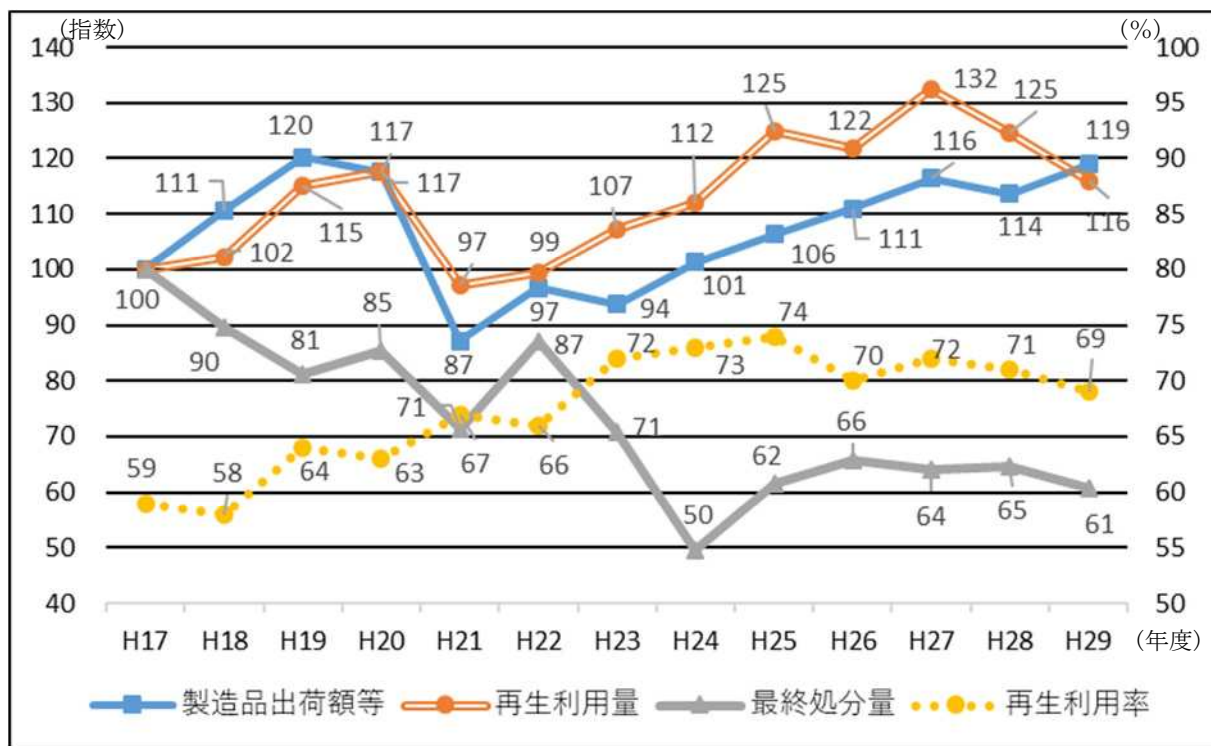


図-8 再生利用量、再生利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移

(資料) 環境局調べ

イ 産業廃棄物税制度未導入都県との比較

愛知県の産業廃棄物税制度導入の効果を検証するため、未導入都県との比較検討を行った。

比較する未導入都県として、産業廃棄物の排出量が愛知県を上回り、周辺に同税制度を導入している県が無い千葉県、東京都及び神奈川県を選択した。なお、神奈川県については、平成 17 年度の調査結果が無いことから、平成 18 年度以降で比較した。

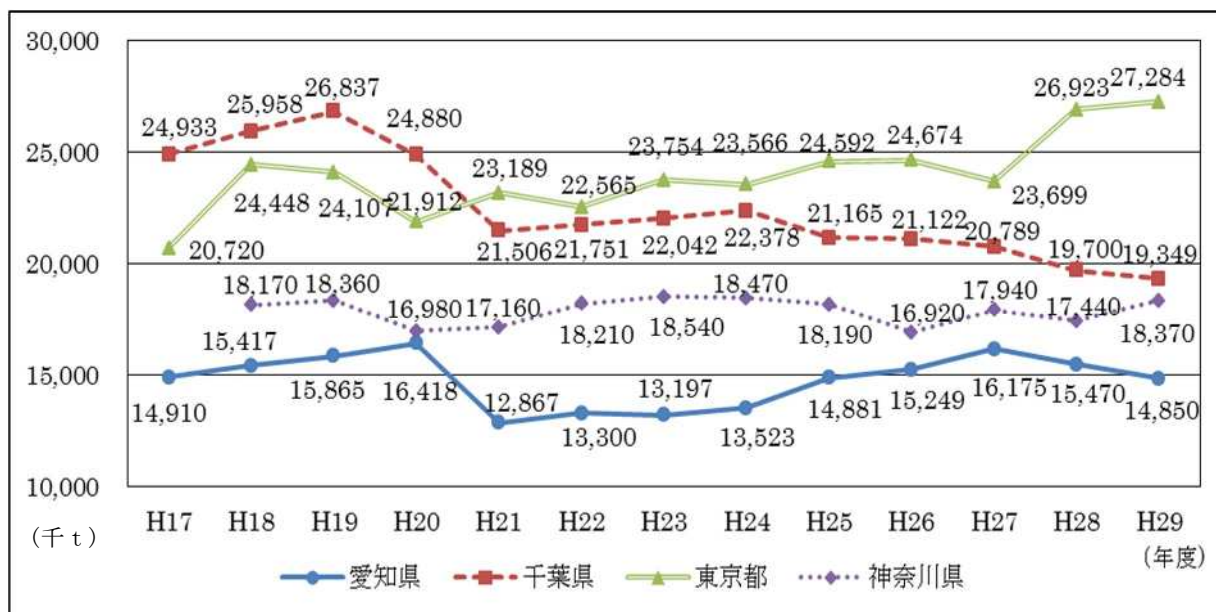
愛知県及び未導入都県における産業廃棄物の排出量の推移については、図－9 に示すとおりであり、愛知県は、平成 21 年度に大きく減少した後、平成 27 年度まで増加し、その後減少している。千葉県は、平成 20～21 年度で大きく減少した後、概ね減少傾向にある。一方、東京都は増加を続けており、神奈川県はほぼ横ばいである。

再生利用率の推移については、図－10 に示すとおりであり、愛知県は産業廃棄物税導入後に増加し、平成 26 年度以降頭打ちになっているものの、産業廃棄物税導入以降、高い水準を維持している。東京都は低い水準であったが、近年増加傾向、千葉県と神奈川県はほぼ横ばいである。

最終処分量の推移については、図－11 に、最終処分率の推移については、図－12 に示すとおりである。最終処分量、最終処分率ともに、どの都県も概ね減少傾向にある。

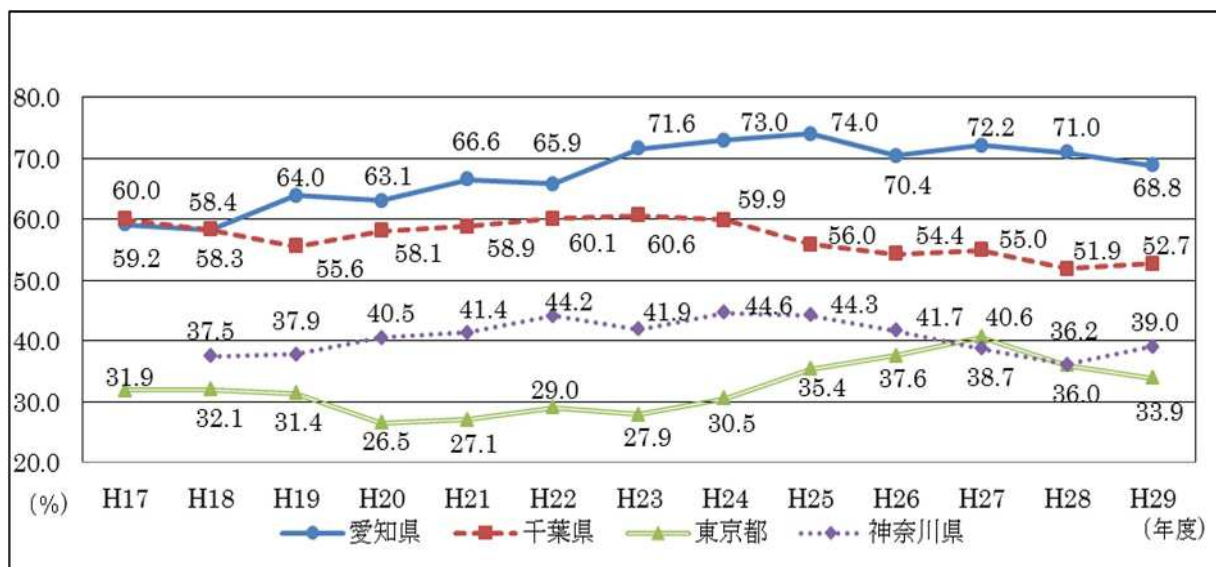
愛知県は、他の 3 都県と比較して産業廃棄物税導入後に再生利用率が増加し、高い水準を維持している。一方、最終処分率は、どの都県も減少傾向にあり、最終処分量の減少は、税制度以外の要因の寄与も大きいことが推察される。

本県の再生利用率の増加は、様々な要因が考えられるが、産業廃棄物税制度による施策の効果も寄与しているものと考えられる。



図－9 産業廃棄物の排出量の推移

(資料) 環境局調べ



図－10 産業廃棄物の再生利用率の推移

(資料) 環境局調べ



図-11 産業廃棄物の最終処分量の推移

(資料) 環境局調べ

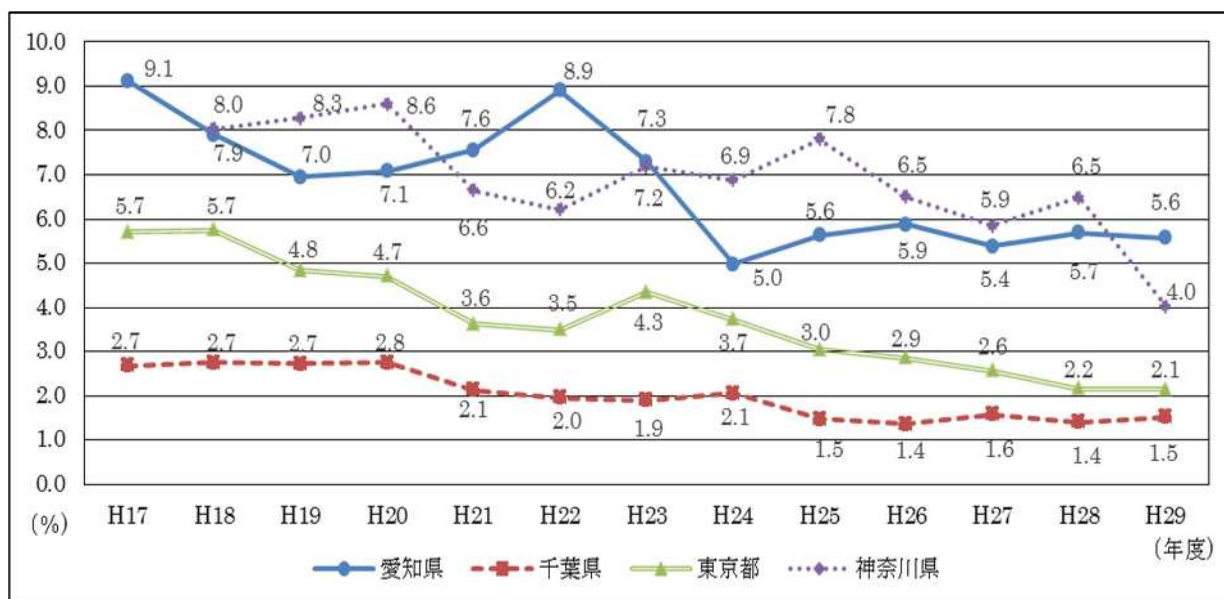


図-12 産業廃棄物の最終処分率の推移

(資料) 環境局調べ

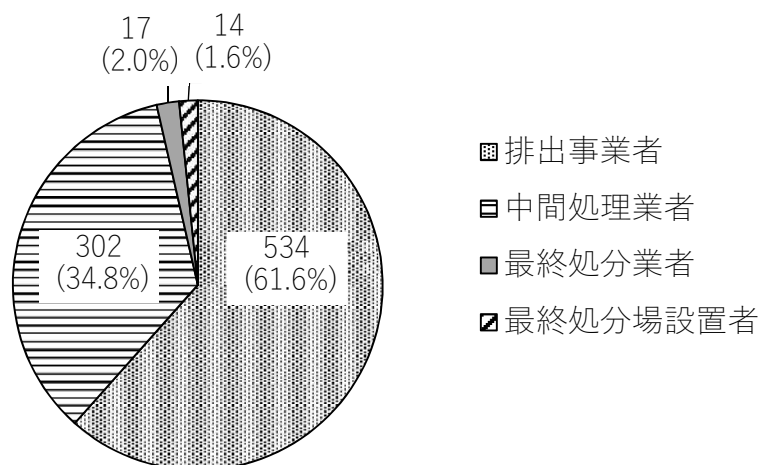
(3) 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

産業廃棄物税の見直しに当たっては、現行税制度の周知度や税の用途についての意向等を把握するため、納税義務者である排出事業者（年間1,000トン以上の多量排出事業者）、中間処理業者、最終処分業者及び最終処分場設置者（処分業者を除く）の計1,635件を対象にアンケート調査（令和元年11月調査）を実施した。

アンケート調査の回答状況は、図-13に示すとおりであり、867件の回答（回収率53.0%）を得た。アンケート回答業者の主な内訳は、排出事業者61.6%（534件）、中間処理業者34.8%（302件）、最終処分業者2.0%（17件）、最終処分場設置者1.6%（14件）となっている。

なお、平成27年9月に取りまとめられた愛知県産業廃棄物税検討会議報告書のアンケート調査（平成27年2月調査。以下「前回調査」という。）においては、1,701件に発送し、1,091件の回答（回収率64.1%）があった。

アンケート回答者の業種内訳（全体867件）



注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（令和元年11月）結果

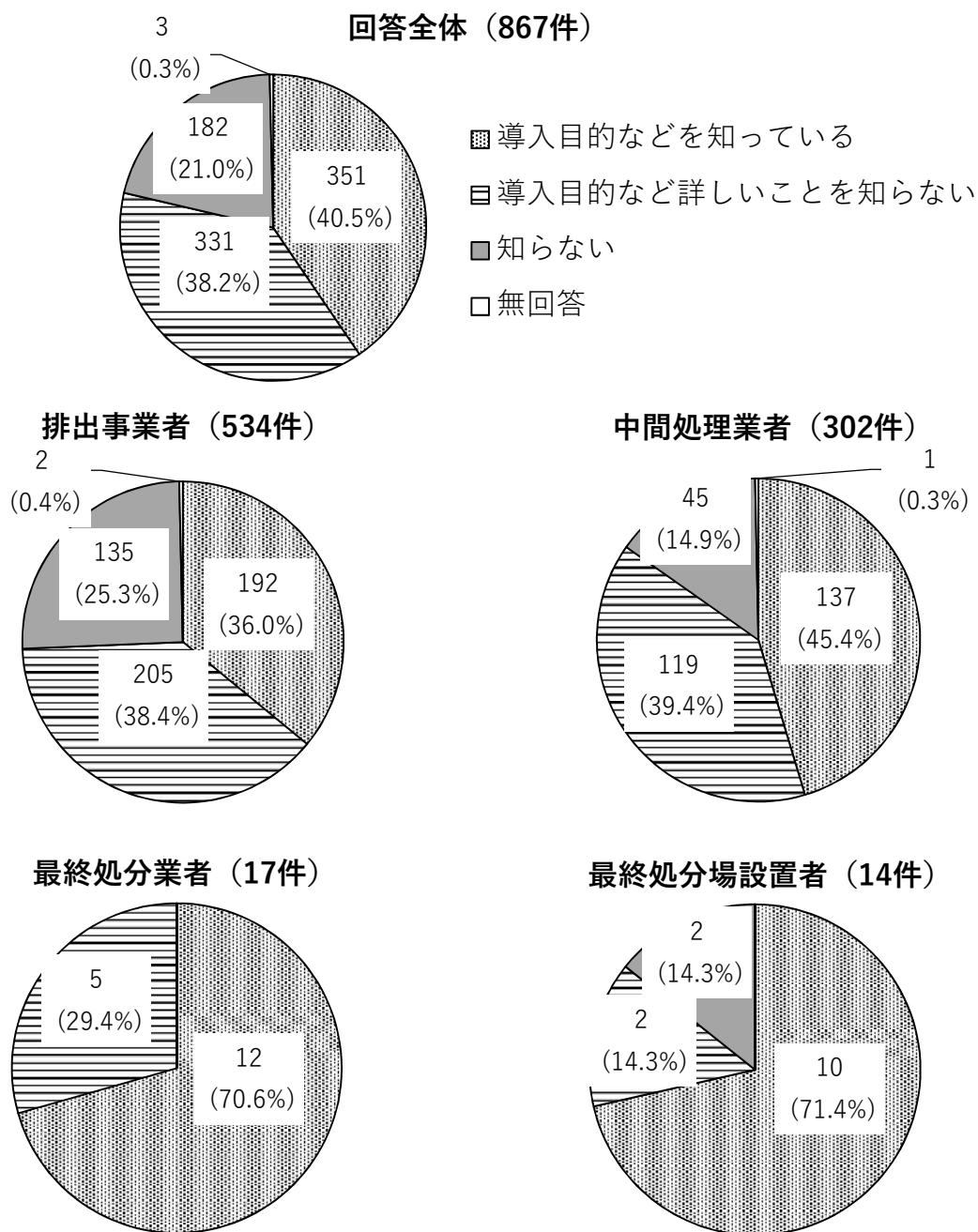
図-13 産業廃棄物税制度の認知度

ア 産業廃棄物税制度の認知度

産業廃棄物税制度の認知度については、図-14に示すとおりであり、「税制度があることや導入目的などを知っている」、「税制度があることは知っているが、詳しいことは知らない」を合わせると78.7%（681件）で、ほとんどが産業廃棄物税制度自体を知っていると回答した。

業種間の比較では、排出事業者における周知度がやや低い傾向にある。

なお、前回調査との比較では、排出事業者における認知度がやや低下傾向にある。



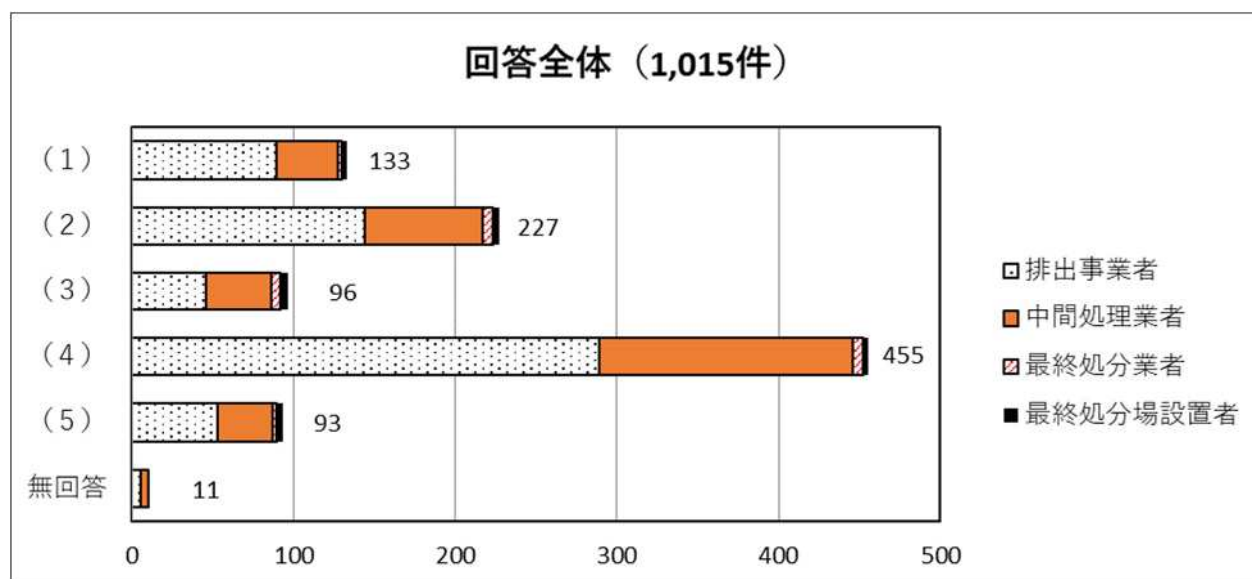
注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（令和元年11月）結果

図-14 産業廃棄物税制度の認知度

イ 産業廃棄物税制度の効果

産業廃棄物税制度の効果については、図-15 に示すとおりであり、効果があったと回答した中では、「再利用、再生利用の促進」が227件、「発生量・排出量の抑制」が133件で、3Rの促進につながったとした回答が延べ360件となった。「最終処分量の削減」も96件の回答があった。なお、全体では「わからない」との回答が最も多く、455件となっている。また、「その他」との回答が93件となっている。

その他の主な回答としては、「税導入に関係なく、発生量抑制や減量化に取り組んでいる」、「事業計画により排出量が増えるため税導入による変化、効果はない」、「税制度導入と環境意識向上もあり、廃棄物の減量化につながった」、「排出事業者が直接最終処分場へ出す場合は税を意識するが、中間処理業者に出す場合は非常に低いと思う（中間処理業者が税を支払うため）」、「税制度に対する排出事業者の認知度及び関心が低いため、削減や抑制にはつながっていない」、「請求書に明記されていないので、課税されていることに気付かなかった」、「知っていたら、より積極的に減量していたと思う」、「中間処理業者にとっては負担になっただけ」等となっている。



(注) 質問は「税制度導入により事業者等において廃棄物処理にどのような変化があったか」。(複数選択可)

- (1) 産業廃棄物の発生量抑制や減量化による排出量抑制につながった。
- (2) 再利用、再生利用の促進につながった。
- (3) 最終処分量の削減につながった。
- (4) わからない。
- (5) その他

注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（令和元年11月）結果

図-15 産業廃棄物税制度の効果

ウ 産業廃棄物税の負担に関する取扱

産業廃棄物税の負担に関する取扱については、図-16 に示すとおりであり、「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）おり、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）している」との回答が 29.0%（247 件）で、「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない」との回答が 51.5%（439 件）であった。

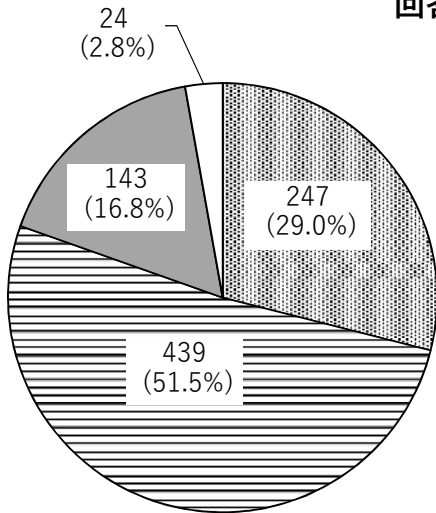
なお、中間処理業者で「その他」の回答が多いのは、処理後の廃棄物を全量リサイクルしており、最終処分を委託していないケースが多かったためである。

「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない」を選択した理由の主な回答としては、「処理料金に税相当分が明示されていない」、「請求時に税分として業者から請求がある」、「中間処理業者を経由する為、最終処分場に持込む廃棄物の数量が契約時には不確定なため」、「処理物によって最終処分量が変わる為、契約書や請求書で税相当分を明示していない」、「基本的に中間処理にて再利用している為、産廃税が必要な場合に把握（明示）している」、「県内の最終処分場への搬入がないため」、「県外の最終処分場にも搬入しており、税相当分を把握できない」、「税の存在を知らずに契約を結んでいる」、「処理料金さえわかれば良いから」等となっている。

その他の主な回答としては、「最終処分場へ搬入していない」、「100%リサイクルしているため」、「すべて県外で処理している」、「直接最終処分業者に出す場合は、請求書により明示。中間処理業者に出す場合は産廃税を含めた単価を設定」等となっている。

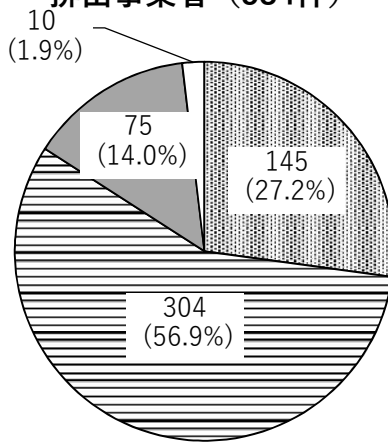
なお、前回調査（排出事業者）においては、「支払っており把握（明示）している」19.1%、「支払っており把握（明示）していない」59.6%、「その他」17.9%、無回答 3.5%であり、「支払っており把握（明示）している」の回答はアンケートの度に増加している。

回答全体（853件）

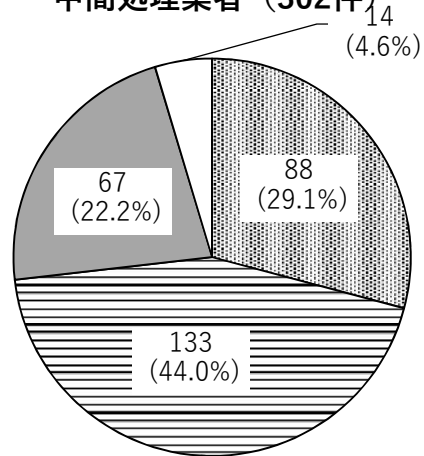


- 支払っており把握（明示）している
- ▨ 支払っており把握（明示）していない
- その他
- 無回答

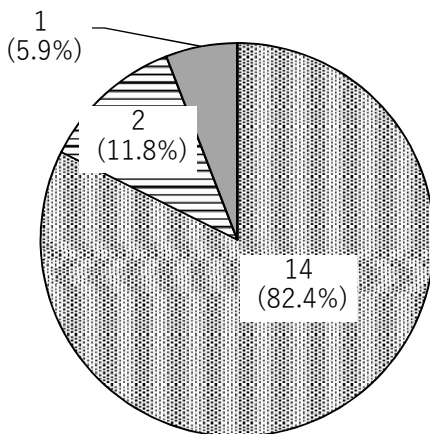
排出事業者（534件）



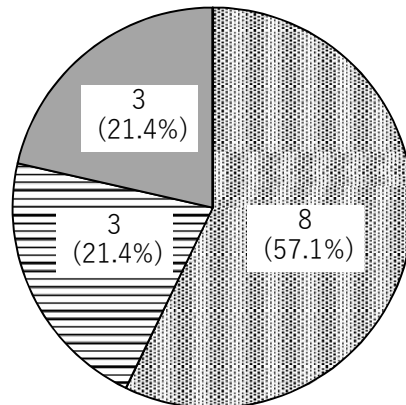
中間処理業者（302件）



最終処分業者（17件）



最終処分場設置者（14件）



（注）自社の廃棄物を搬入する際、料金、契約の明記は不要のため最終処分場設置者は除く。

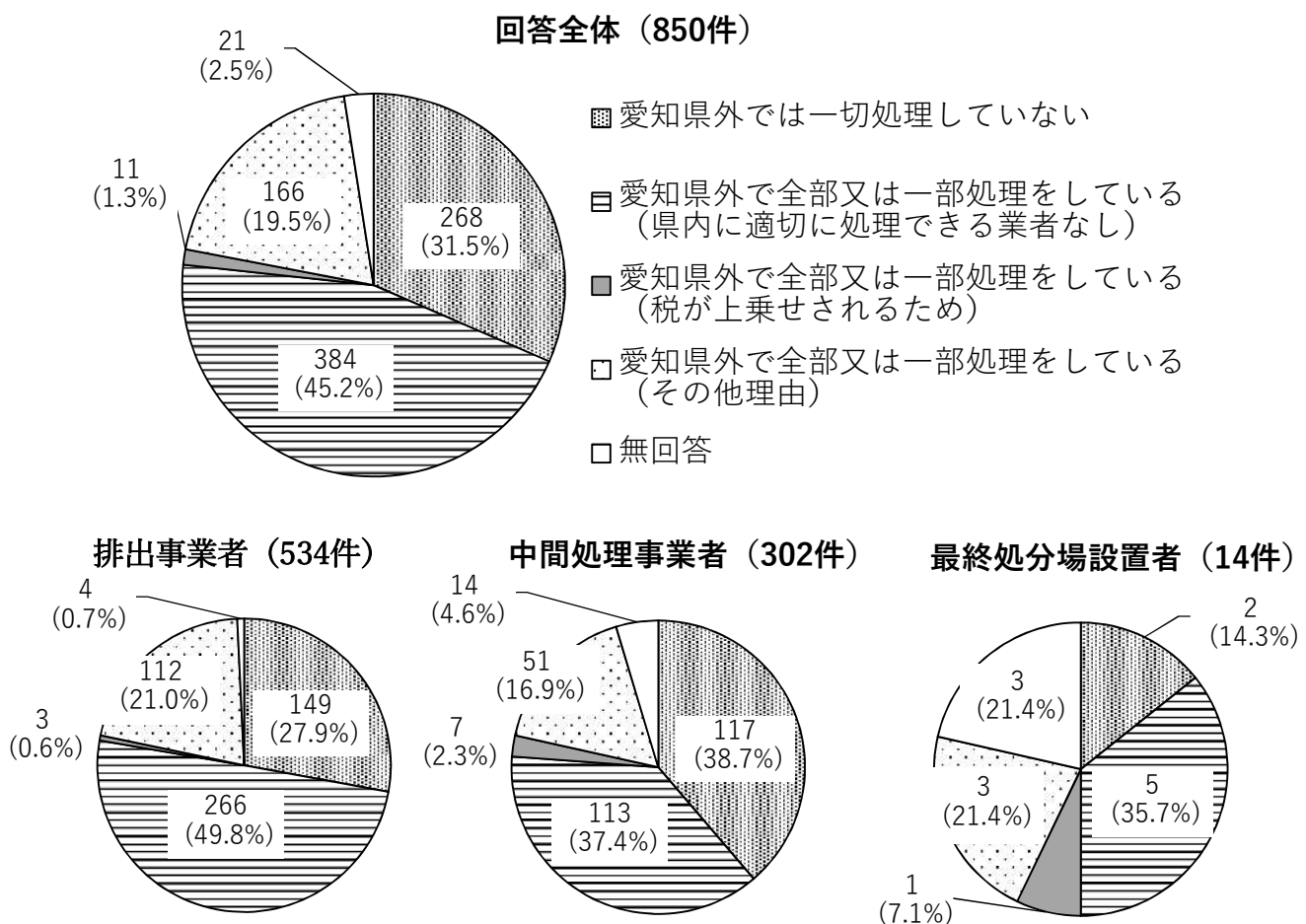
注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（令和元年11月）結果

図-16 産業廃棄物税の負担に関する取扱

エ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況(排出事業者、中間処理業者及び最終処分場設置者)については、図-17に示すとおりであり、県外では一切処理していないと回答したのは31.5%(268件)、県外で全部又は一部を処理している(県内に適切に処理できる業者なし)と回答したのは66.0%(561件)であった。

県外処理の理由は、「県内に適切に処理できる業者なし」との回答が全体の45.2%(384件)となっており、税が上乗せされることを理由に県外で処理するとした回答はほとんど無い(1.3%(11件))。なお、「県外処理している」と回答した主な理由は、「廃水銀、廃石綿等、廃棄物の性状に応じて県外処理している」、「複数社に分けることでリスク回避」、「税を含め総額で安いところで処理」、「取引関係」、「県内の最終処分場が少ない」、「処理方法(再資源化)や処理料金等を考慮して」、「場所によって運搬距離が短くなる場合、県外」等となっている。



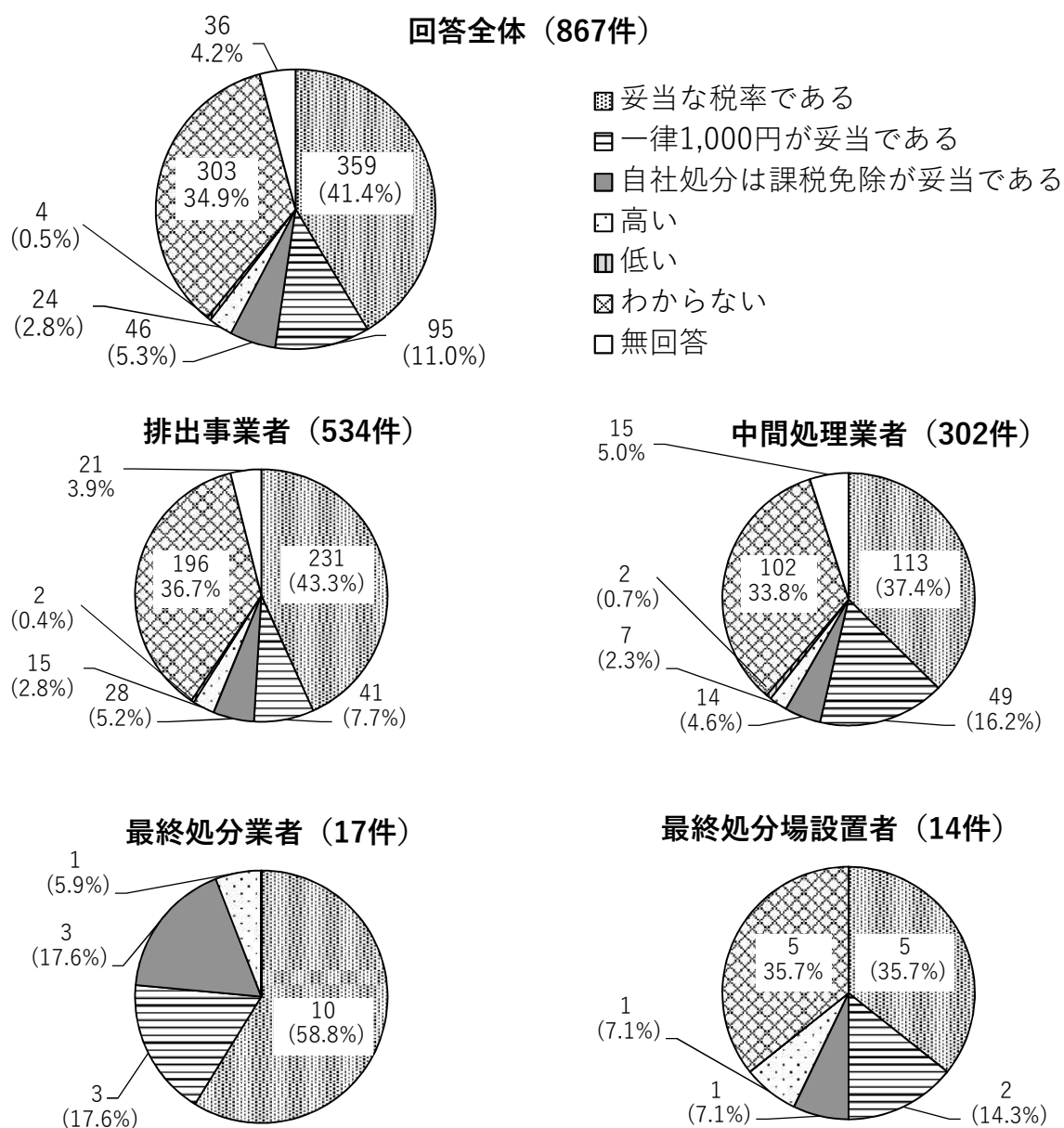
注:「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(令和元年11月)結果

図-17 産業廃棄物の処理状況(排出事業者、中間処理業者及び最終処分場設置者)

オ 産業廃棄物税の税率

現在の産業廃棄物税の税率については、図-18に示すとおりであり、「妥当な税率である」との回答が41.4% (359件)であった。「複数の税率は設けず、一律1,000円/トンが妥当である」との回答は11.0% (95件)、「自らが設置する最終処分場への搬入は課税免除が妥当である」との回答は5.3% (46件)、税率を「高い」と回答したのが2.8% (24件)、「低い」と回答したのが0.5% (4件)であった。

また、「わからない」との回答が34.9% (303件)と二番目に多く、その他に無回答が4.2% (36件)となっている。



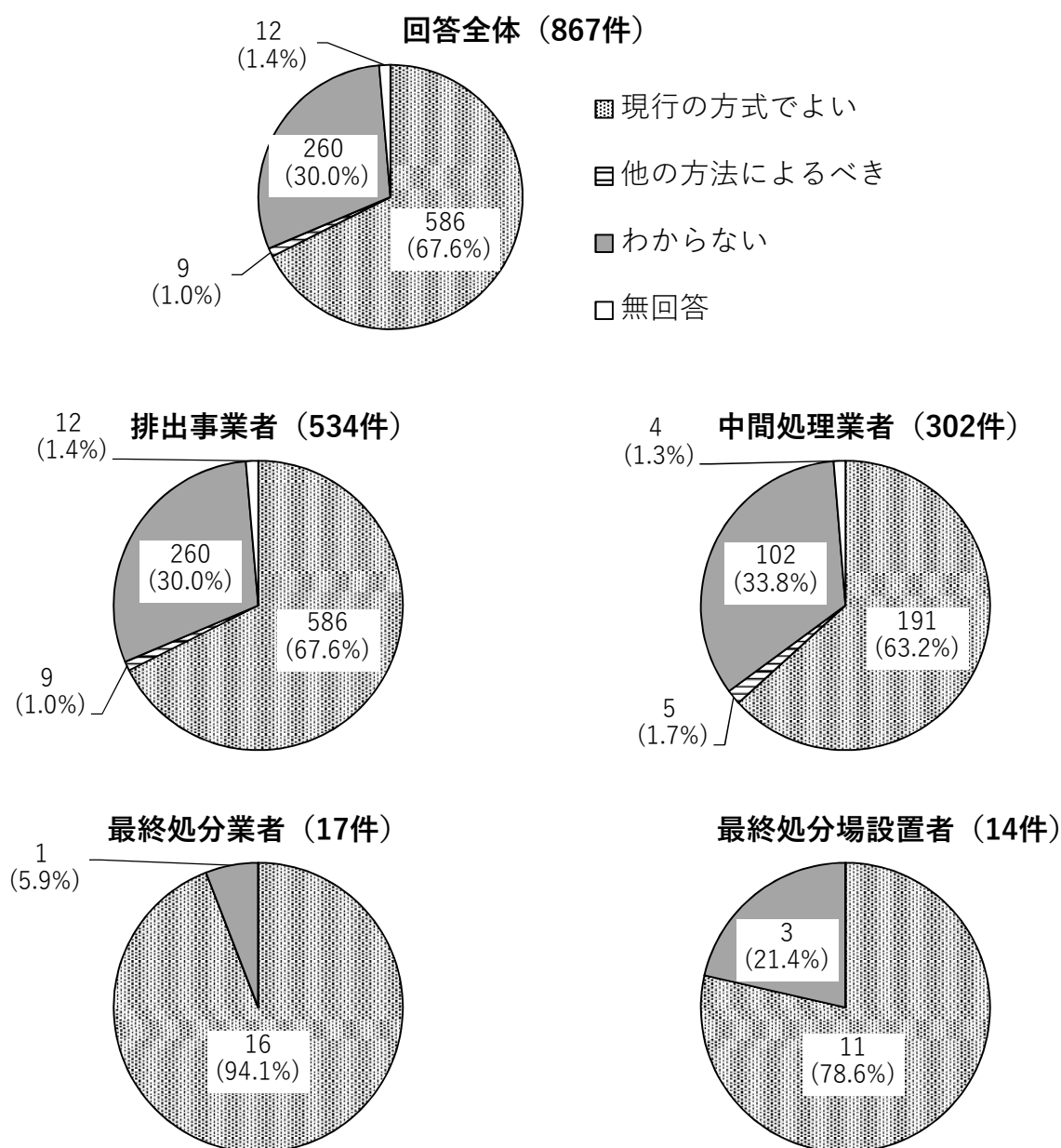
注: 「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(令和元年11月)結果

図-18 産業廃棄物税の税率

カ 産業廃棄物税の課税方法

産業廃棄物税の課税方法については、図-19に示すとおりであり、「現行の方式でよい」との回答が67.6%（586件）であった。「他の方法によるべき」との回答が1.0%（9件）あった。その他には、「わからない」との回答が30.0%（260件）で、無回答が1.4%（12件）となっている。

「他の方法によるべき」の主な回答としては、「排出段階で課税。排出事業者への意識付けをする事で、抑制につながる」、「排出事業者から徴収しなければ制度の周知、廃棄物の抑制にはつながらない」、「全国統一のルールにする」、「税は不要」等となっている。



注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（令和元年11月）結果

図-19 産業廃棄物税の課税方法

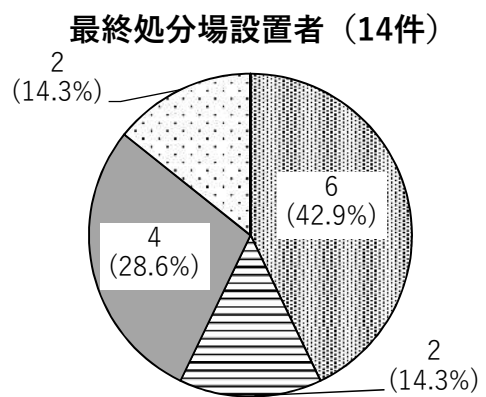
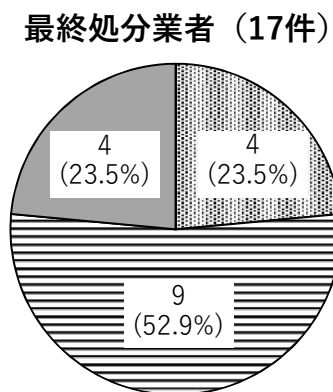
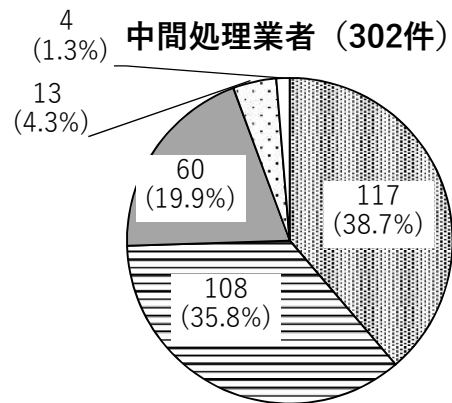
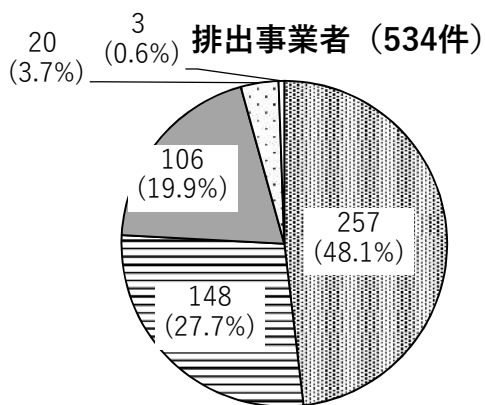
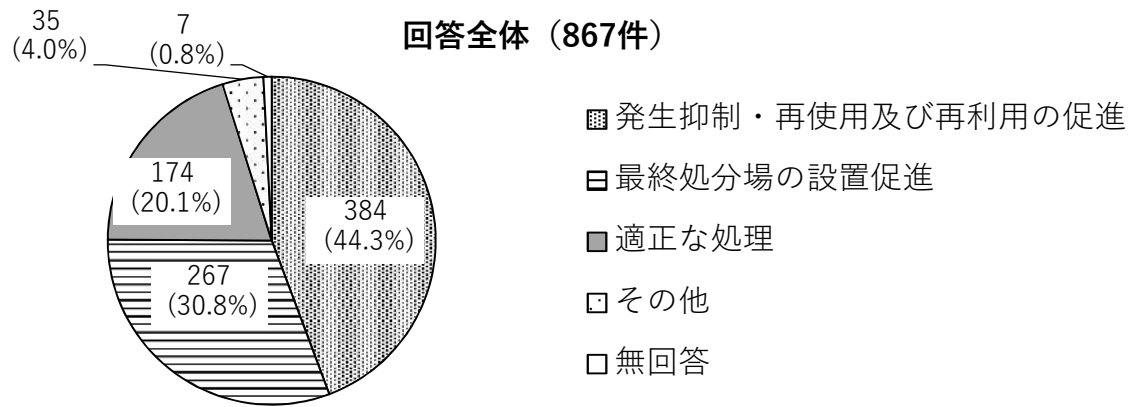
キ 産業廃棄物税の活用施策

今後最も積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、図-20に示すとおりであり、「発生抑制・再使用及び再利用の促進」との回答が44.3%（384件）で最も多く、次に「最終処分場の設置促進」との回答が30.8%（267件）、「適正な処理」との回答が20.1%（174件）の順であり、現状の3つの使途で95.2%（825件）を占めることとなった。「その他」の回答が4.0%（35件）、無回答は0.8%（7件）であった。

排出事業者では「発生抑制・再使用及び再利用の促進」とした割合が他業種より多くなっており、最終処分業者では「最終処分場の設置促進」とした割合が多くなっている。

その他の主な回答としては、「排出事業者の廃棄物減容等設備への補助金」、「再生されたりサイクル製品の販売促進費用に活用」、「焼却場の発電化の促進」、「埋立処分場も必要だが焼却炉がもっと必要」、「中間処理施設の整備費用への助成」、「中間処理業者育成への施策」、「どれも大切に1つだけ選ぶのは難しい」等となっている。

なお、前回調査においては、「発生抑制・再使用及び再利用の促進」44.9%、「最終処分場の設置促進」29.0%、「適正な処理」20.4%、「その他」4.0%、無回答1.6%であった。



注: 「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(令和元年11月)結果

図-20 産業廃棄物税の活用施策

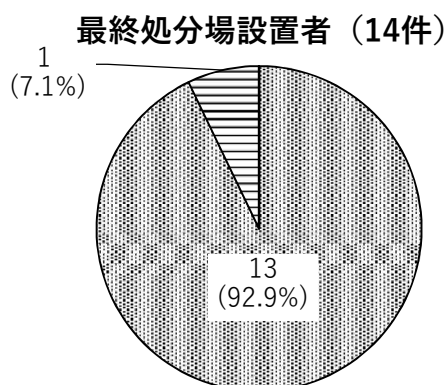
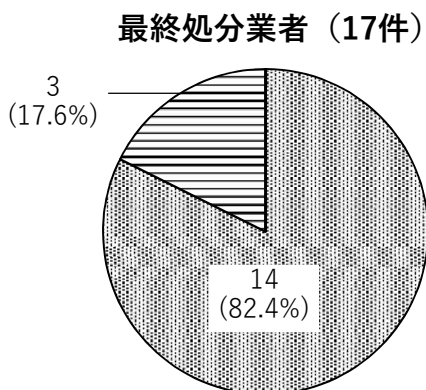
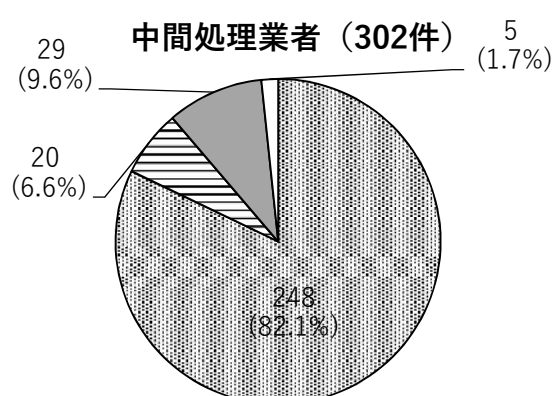
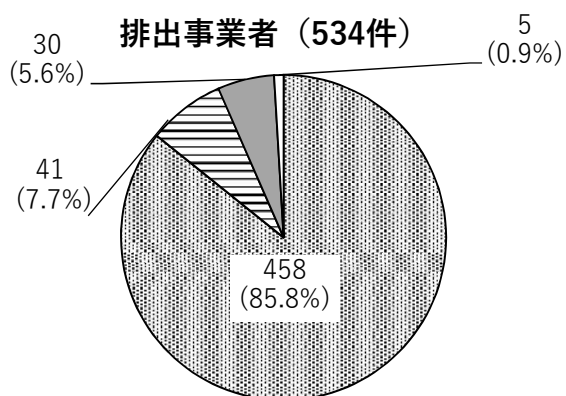
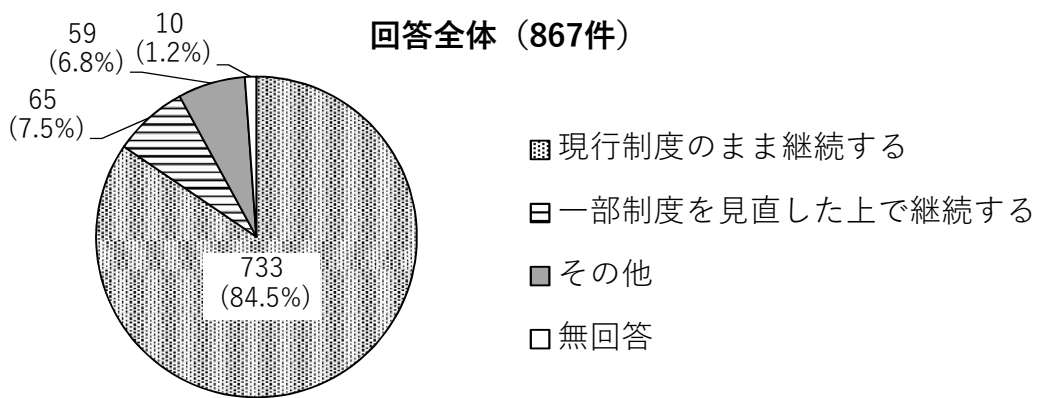
ク 産業廃棄物税制度の方向性

今後の産業廃棄物税制度の方向性については、図-21 に示すとおりであり、「現行のまま継続」との回答が84.5% (733件)、「一部制度を見直した上で継続」との回答が7.5% (65件) で、合わせると92.0% (798件) が税制度継続に肯定的であった。また、「その他」の回答が6.8% (59件)、無回答は1.2% (10件) であった。

一部制度を見直した上で継続の主な回答としては、「減税」、「産廃を取り巻く状況に応じて見直す」、「リサイクル率の高い品目は、税率を低くしても良い」、「金額を見直してでも最終処分場をこの税を利用して作ってほしい」、「必要ならば増税し、廃棄物量発生抑制や再利用促進に使う」、「税率を一律としてわかりやすくする」、「自らが設置する最終処分場への搬入の課税免除」、「廃棄物の物によって税率を変える」、「排出事業者の業種によって税率を分ける」、「排出事業者自らが廃棄物の抑制・減量化・再生利用に取り組んだ際の(研究等)控除制度の設置」、「契約書や請求書等への税相当額分の明示の義務化」、「税が何に活用されているのかを公表して意見を募る」、「税収の使途についての定期的な見直し」等となっている。

また、その他の回答としては、「税制度の周知と詳細な情報公開」、「税についてもっと周知すべき」、「排出業者が税負担している意識が無いので、何も変わらない」、「効果が得られていないのであれば廃止すべき」、「税は無い方が望ましい、廃止すべき」、「県外搬出が増えるので廃止した方がよい」、「全国で制度統一し、不公平感を無くす」、「3Rの促進に力を入れ、もっと企業へのアドバイスやリサイクル情報を提供してほしい」等となっている。

なお、前回調査においては、「現行のまま継続」88.0%、「一部制度を見直した上で継続」6.0%、「その他」4.2%、無回答1.8%であった。



注: 「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(令和元年11月) 結果

図-21 産業廃棄物税制度の方向性

ケ その他

排出事業者、中間処理業者、最終処分業者及び最終処分場設置者から寄せられたその他産業廃棄物税制度関係の主な意見については、表-11 に示すとおりである。

表-11-(1) その他産業廃棄物税制度関係の主な意見 (1)

区分	主な意見
税制度	産業廃棄物の発生抑制のために、現行制度を進めるべき。
税制度	最終処分の量に応じ、税を徴収する方法は、公平性の面でも維持していく方が良いと思う。
税制度	将来のために大変重要な制度と思うので、引き続き、継続改善を。
税制度	産業廃棄物税を導入した当時、効果等を想定していたと思う、実際の効果等は想定と違いはあるのか？想定以上であれば、今のままで良いと思う。
税制度	産業廃棄物税制度の効果を感じられない為、この制度は廃止すべきと考える。最終処分しなくても良い環境（SDGs等の取組み）を促進すべきである。
税制度	本来は全国統一でやるべきだと思う。（税制度も料金も）
税制度	制度は必要であり、受入れに課税する事は当然であると考えますが、自社で排出し、処分する際に課税となる点は見直しを行ってほしい。
税制度	税負担が増えないように制度を検討下さい。
税制度	当事業所は医療関係であり、感染性廃棄物や廃プラスチック類、その他金属類の排出削減は非常に難しい。福祉的な、公共的な面を持つ事業においては税率の優遇措置などを取ってほしい。
税制度	排出事業者だが、現状では納税している実感がない。納税している実感がある方法で徴収すれば排出量の抑制になるのではないかと。
税制度	三重県のように、中間処理業者（100%資源化施設にもかかわらず）にも課税するようにはしないで欲しい。
税制度の認知	税制度をもっと公表して認知される様にして欲しい。
税制度の認知	産業廃棄物税の制度と愛知県に導入されていることを知らなかった。排出事業者にも通知や広報をして欲しい。
税制度の認知	一般市民にもっと認知してもらうようにする。
税制度の認知	産業廃棄物税制度について排出事業者に幅広く周知をさせていただきたい。
税制度の認知	制度の目的やその効果等を県のセミナー等でもう少し公表する等により、一般に情報公開し、より効果を高めることが必要ではないかと。

注：「産業廃棄物税に関するアンケート調査」（令和元年11月）結果

表-11-(2) その他産業廃棄物税制度関係の主な意見(2)

区分	主な意見
税制度の認知	税の特性上、全ての方に周知理解は難しいと思うが、税収の目的、実績などを公表、アピールしてもらいたい。廃棄物が出ない活動、発案促進を願う。
税制度の認知	制度について、知っている関係者が少ないのではないか、特に排出事業者・中間処理業者は知らないと思う。
税制度の認知	ほとんどの廃棄物が中間処理施設で処理できてしまう為、最終処分について、あまり理解していないのが実情。
使途の公表	税金の収支の開示。
使途の公表	集金したお金の使用先の明示を必ずしてほしい。
使途の公表	透明性を持って運用下さい。
使途の公表	税を集めることは良いが、どの様に使うかが問題である。
使途の公表	徴収方法も税率も良いが、その金の使い道が全く見えない。何に使ったのかチラシのような物で良いので知らせてほしい。
使途の公表	税の便途は大まかには理解するが、具体的によく分からない。
使途の公表	税収で充当された事業内容が不明確、かつ成果も不明。平成23年以降、最終処分量はほぼ横ばいであり、今後の取組を提示してほしい。
税制度の周知	好事例の紹介、率先垂範を。
税制度の周知	県内の再生利用促進に効果のある事業の取り組みを紹介して頂きたい。
税制度の周知	補助金等のアナウンスをもっとやってほしい。
税の使途(3R)	確保した税収で再利用・再生利用の実績となる公共工事等を行ってほしい。又、民間(ゼネコン・メーカー)等への再利用を促してほしい。
税の使途(3R)	再生するための技術開発に役立ててほしい。
税の使途(3R)	産業廃棄物は今後もなくなることはないと思うので、再使用及び再利用の促進に力をいれてほしいと思う。
税の使途(3R)	プラスチック類の再処理業者が少ないので、促進してほしい。
税の使途(3R)	廃プラスチック処理に対して対策を進めて下さい。
税の使途(3R)	愛知県がより一層、循環型社会へシフトするために、県有地等を活用したエコタウン事業を推進・整備(例:東京都スーパーエコタウン事業)することが必要であると考える。

注:「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(令和元年11月)結果

表-11-(3) その他産業廃棄物税制度関係の主な意見(3)

区分	主な意見
税の用途 (3R)	食品リサイクル法との関係性も含めて有効的な税の活用を望む。養豚場への飼料供給(リサイクル)には着眼されておらず廃棄物を取り巻く環境は厳しい状況となっている。
税の用途 (適正処理)	産業廃棄物の適正な処理のため、費用などに充てるとよいと思う。
税の用途 (適正処理)	廃棄物が安定的に適切な処理が出来るように推進してほしい。
税の用途 (適正処理)	不法投棄等、不正の摘発を鋭意進めて下さい。
税の用途 (適正処理)	不法投棄を行う業者に対して、どうにもならなくなってから処分する税金を投入するのではなく、もっと早急に対応して未然に防ぐ態勢を整えてほしい。
税の用途 (適正処理)	適正な処理には適正な金額が必要であることを一般に周知して頂き、適正価格で業者が受注できれば適正処理に繋がると思う。
税の用途 (適正処理)	適正処理推進の一環として、優良な産業廃棄物収集運搬業者の育成に力をいれてほしい。
税の用途 (最終処分場設置促進)	県内の産廃は、県内で処理できるようにしてほしい。今の現状では、処理についても、単価についても、県外へ搬入しなければならない。
税の用途 (最終処分場設置促進)	最終処分場の確保をして欲しい。
税の用途 (最終処分場設置促進)	愛知県内の最終処分場の新規設立を願う。処分先が足りない。
税の用途 (最終処分場設置促進)	災害廃棄物も含めて、突発的な事態になった時に活用できる資産としての活用方法の議論は必要と思う。
その他	産廃のリユース・リサイクルが促進されるよう、法律の見直しを検討してほしい。
その他	今後、大規模な解体工事が発生し、多量のコンクリートガラ(がれき類)が発生する。土木建築工事業者がリサイクル材を使用するインセンティブを税制でも与えてあげると、より利用が進むと思う。
その他	次回アンケート企画の場合はオンライン提出可とすると助かる。

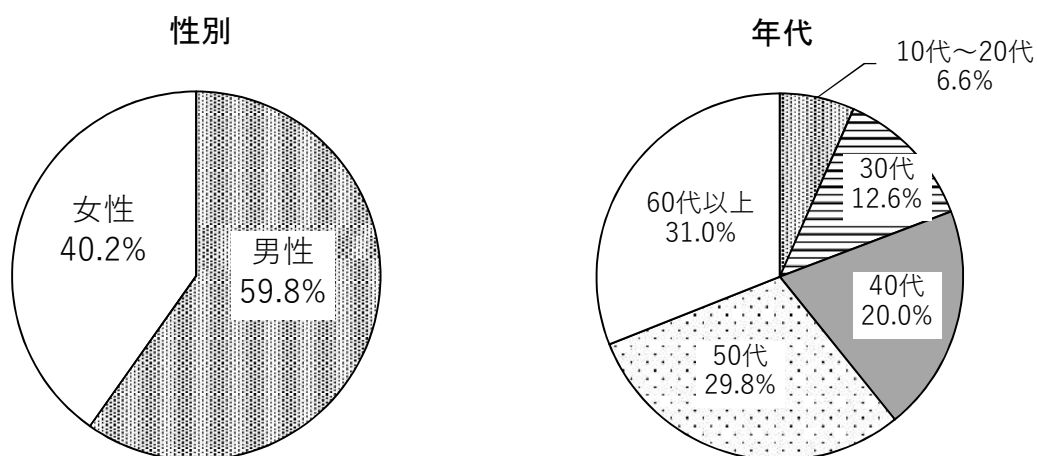
注:「産業廃棄物税に関するアンケート調査」(令和元年11月)結果

以上のとおり、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、現行の産業廃棄物税制度については、概ね定着・支持されているが、その目的や効果等については、認識度が低いことから、今後、更なる周知・啓発に努めていく必要があることが分かった。また、排出事業者への意識付け、3Rの促進につながる事業の拡充(国内で滞留が懸念される廃プラスチック類への対応といった新たな事案への対応)も課題と考える。

(4) 産業廃棄物税に関するインターネット調査結果

初の試みとして愛知県内居住の18歳以上の男女を対象にインターネットによる調査を実施した(時期は令和元年11月)。インターネット調査会社に登録されているモニター会員による調査で500人を対象とに、環境に関するインターネット調査(環境に関する県民の意識調査)の一環として実施した。

回答者の属性(性別、年代)を示したグラフは図-22に示すとおり。回答者の男女別内訳は、男性59.8%(299人)、女性40.2%(201人)となっており、年代別内訳は、10~20代6.6%(33人)、30代12.6%(63人)、40代20.0%(100人)、50代29.8%(149人)、60代以上31.0%(155人)となっている。



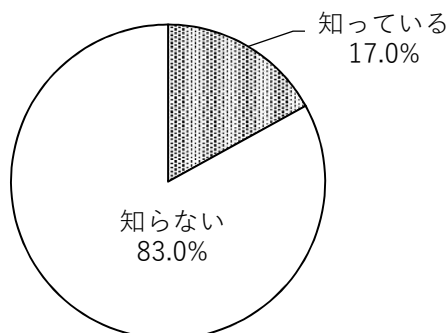
注:「産業廃棄物税に関するインターネット調査」(令和元年11月)結果

図-22 回答者の属性(性別、年代)

アンケートの設問は、産業廃棄物税の認知度、産業廃棄物の3Rの促進等のため徴収する現状、税収の用途や是非を問う全4問で、各設問に対する回答状況は以下のとおりである。

ア 産業廃棄物税制度の認知度

産業廃棄物税制度の認知度については、図-23 に示すとおりであり、愛知県に産業廃棄物税が導入されていることについて「知らない」との回答が 83.0% (415 人) で、「知っている」との回答である 17.0% (85 人) を大きく上回り、認知度はかなり低いことを示す結果となった。



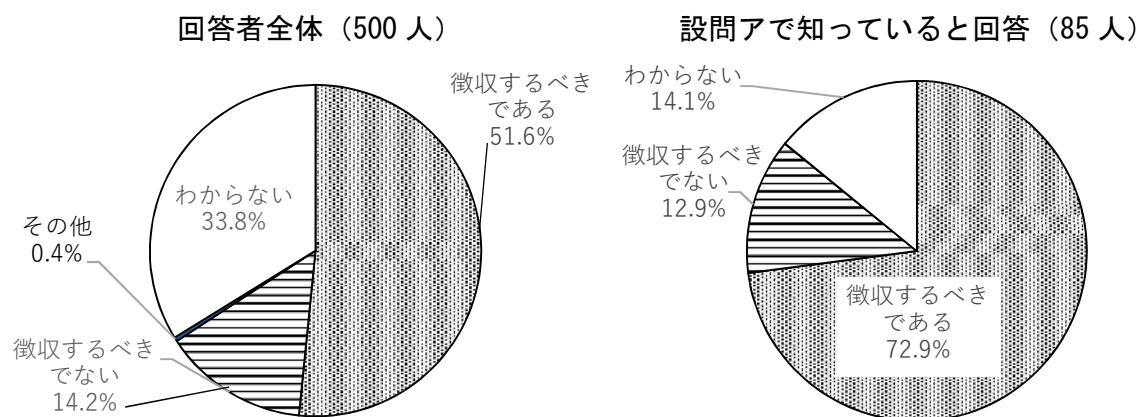
注:「産業廃棄物税に関するインターネット調査」(令和元年 11 月) 結果

図-23 産業廃棄物税制度の認知度

イ 産業廃棄物税を徴収する現状について

産業廃棄物の 3R の促進等のため、産業廃棄物税を徴収する現状についての問いに対する回答は、図-24 に示すとおりであり、「徴収するべきである」との回答が 51.6% (258 人)、「わからない」との回答が 33.8% (169 人)、「徴収するべきでない」との回答が 14.2% (71 人)、「その他」との回答が 0.4% (2 人) で、半数が現状を肯定する結果となった。

設問アで知っているとは回答した人では、「徴収するべきである」との回答が 72.9% (62 人)、「わからない」との回答が 14.1% (12 人)、「徴収するべきでない」との回答が 12.9% (11 人) で、回答者全体の結果と比べて、「わからない」の割合が減少し、「徴収するべきである」との意見の割合がより多い結果となった。



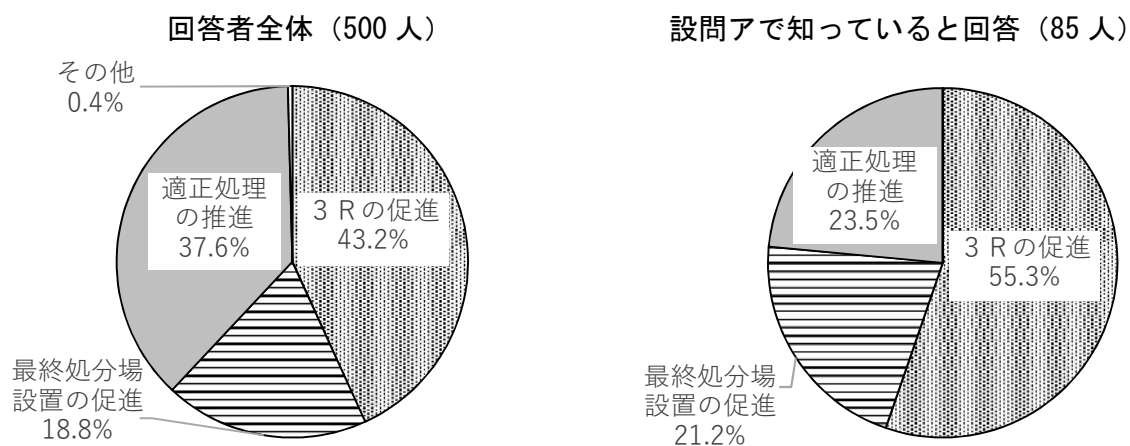
注:「産業廃棄物税に関するインターネット調査」(令和元年 11 月) 結果

図-24 産業廃棄物税を徴収する現状について

ウ 産業廃棄物税の使途

産業廃棄物税の使途については、図-25 に示すとおりであり、どのような用途に重点的に使われるべきかの問いについては、「産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）の促進」との回答が43.2%（216人）で最も多く、続いて「産業廃棄物の適正処理の推進」との回答が37.6%（188人）、「産業廃棄物の最終処分場の設置の促進」との回答が18.8%（94人）、「その他」との回答が0.4%（2人）の順となっている。

設問アで知っている人では、「産業廃棄物の3Rの促進」との回答が55.3%（47人）と最も多く、続いて「産業廃棄物の適正処理の推進」との回答が23.5%（20人）、「産業廃棄物の最終処分場の設置の促進」との回答が21.2%（18人）の順で、回答者全体の結果と比べ、産業廃棄物の3Rの促進に重点的に使われるべきとの意見の割合がより多い結果となった。



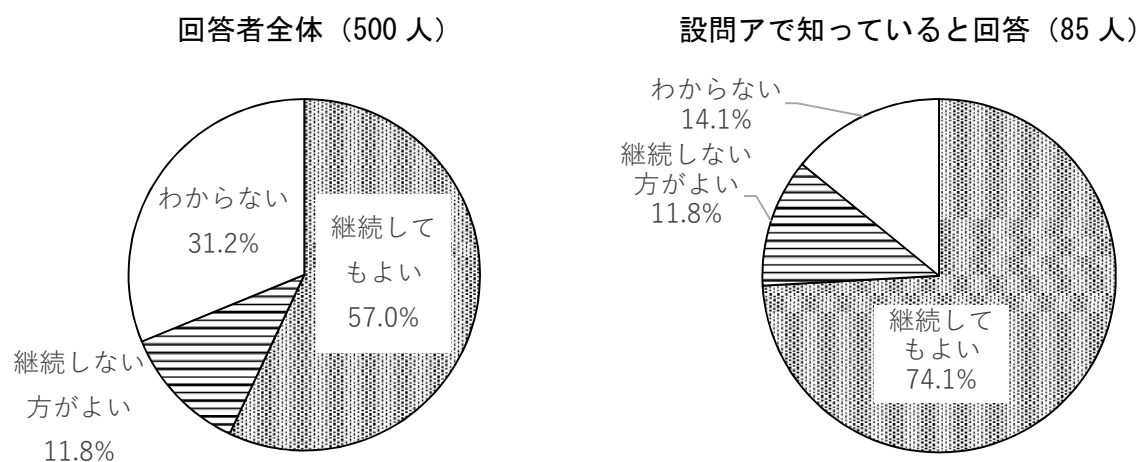
注：「産業廃棄物税に関するインターネット調査」（令和元年11月）結果

図-25 産業廃棄物税の使途

エ 産業廃棄物税の継続の可否

産業廃棄物税を今後も継続してもよいと思うかについては、図-26 に示すとおりであり、「継続してもよい」との回答が 57.0% (285 人)、「わからない」との回答が 31.2% (156 人)、「継続しない方がよい」との回答が 11.8% (59 人) で、「継続してもよい」の意見が最も多い結果となった。

設問アで知っているとは回答した人では、「継続してもよい」との回答が 74.1% (63 人)、「わからない」との回答が 14.1% (12 人)、「継続しない方がよい」との回答が 11.8% (10 人) で、回答者全体の結果と比べて、「わからない」の割合が減少し、「継続してもよい」との意見の割合がより多い結果となった。



注:「産業廃棄物税に関するインターネット調査」(令和元年 11 月) 結果

図-26 産業廃棄物税の継続の可否

オ まとめ

一般県民における産業廃棄物税制度の認知度はかなり低いものの、産業廃棄物税を「徴収すべきである」との回答が回答者全体の 51.6%、産業廃棄物税を知っている人に限れば 72.9%を占め、また、用途については産業廃棄物の 3R (発生抑制、再使用及び再生利用) の促進に重点的に使用を求める声が多かった。

また、産業廃棄物税の継続の可否については、「継続してもよい」との回答が回答者全体の 57.0%、産業廃棄物税を知っている人に限れば 74.1%を占めた。

このため、一般県民における産業廃棄物税制度の認知度を高める必要がある。

4 今後のあり方についての検討

愛知県における産業廃棄物税導入後の産業廃棄物の状況、産業廃棄物税制度導入効果の検証、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果等の現状分析を踏まえた検討項目ごとの現行税制度の見直しの必要性、今後の課題等、産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果については、表-12に示すとおりである。

表-12-1(1) 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果(1)

検討項目	検討課題
税制度の効果の有無	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済指標である製造品出荷額等と発生量、排出量、再生利用量及び最終処分量の経年変化を比較すると、発生量、排出量は経済指標と同様の推移を示す一方、再生利用量は製造品出荷額等を上回る伸び率を示すとともに、最終処分量は経済指標の動向に関係なく減少している。 ○ 税制度未導入都県との比較では、愛知県は再生利用率が増加し高い水準を維持しており、税制度による施策の効果も寄与しているものと考えられる。一方、最終処分率はどの都県も減少傾向にあり、税制度以外の要因の寄与が大きいことが推察される。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、再使用・再生利用の促進等、一定の効果はあったと考えられる。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 税制度導入後、埋立処分量は継続的に減少し、再生利用率は増加したが、平成26年度以降、再生利用率は頭打ちとなっている。 ◇ 税導入による自社での効果については、排出量抑制、再利用・再生利用の促進、最終処分量の削減につながったとの回答が一定数見られたものの、わからないとの回答が最も多かった。 <p><今後のあり方(案)></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 税制度には一定の効果が見られることから、引き続き、税収を活用した発生抑制、再生利用促進対策を実施していくとともに、排出事業者が税制度の効果を実感できるような充当事業の成果、税制度の更なる周知を図っていく。

表-12-(2) 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討課題 (2)

検討項目	検討結果
<p>納税義務者 課税対象・ 徴収方法</p>	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分段階課税方式は、排出段階課税方式に比べ、全ての排出事業者に簡素な仕組みで公平な負担と最終処分量の削減効果を求めることができることから採用している。なお、税制度を導入している 28 道府県市のうち、最終処分段階課税方式は 26 道府県市で採用されている。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果では、現行の最終処分段階課税方式で良いとの意見が大部分を占めている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中間処理業者から県外の最終処分場へも搬入している等、中間処理量に対する県内最終処分量の把握が困難な場合には、税相当額が明示されないことが多く、排出事業者が納税している実感を得にくいことが考えられる。 <p><今後のあり方 (案) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 引き続き、現行の最終処分段階課税方式を採用するが、排出事業者が税制度の効果を実感できるような充当事業の成果、税制度の更なる周知を図っていく。
<p>税率・ 税収状況・ 基金制度</p>	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率は、納税者の負担度合や既に税制度を導入している他道府県との均衡等を総合的に勘案した結果、1,000 円/トンと設定している。産業廃棄物税は 3R の促進や最終処分場の設置促進、適正処理の推進に充てるために導入したものであるが、このうち、3R の促進、適正処理の推進は、全ての者が直接便益を受ける施策であるため、自ら設置する最終処分場への搬入に対しては、応益性の観点から 500 円/トンと設定している。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、現行税制度には理解が得られている。 <p><今後のあり方 (案) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 引き続き、現行の税率 1,000 円/トン、自ら設置する最終処分場への搬入に対しては 500 円/トンとする。

表-12-(3) 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果 (3)

検討項目	検討結果
使 途	<p><現状分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果では、現行の3つの税の活用施策を積極的に進めるべきとの回答が95.2%であった。 ○ 中でも①「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」が一番多く、次いで②「最終処分場の設置促進」、③「適正な処理」の順であった。各事業は、いずれも産業廃棄物税の目的に合致した事業であり、毎年度、産業廃棄物適正処理基金を充当して適切に実施されている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、税の活用施策として最も積極的に進めるべき施策は、「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」が最も多いため、3Rの促進につながる事業の拡充についての検討を行う必要がある。 ◇ 特に廃プラスチック類については、比較的最終処分率が高く、外国政府による輸入規制を踏まえた対策が必要である。 ◇ 最終処分場は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠な施設である一方、その設置には長期間を要することから、計画的に進めていく必要がある。 <p><今後のあり方(案)></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 引き続き「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」、「最終処分場の設置促進」、「適正な処理」に係る事業に充当していく。 ◎ 廃プラスチック類について、国内での循環を促進するシステム作りや処理施設の整備等により再生利用率の向上を図っていく。 ◎ 新たな最終処分場の設置促進に関する取組については、今後の最終処分量の推移を見ながら計画的に進めていく。

表-12-(4) 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果(4)

検討項目	検討結果
税制度の周知	<p><現状分析></p> <p>○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査においては、目的まで知っているのは約4割と前回検討時から低下しており、特に排出事業者の認知度が低い。</p> <p><課題></p> <p>◇ 税の徴収段階においては、中間処理業者において税相当額の明示が困難な場合、排出事業者が納税を実感しにくい状況が見られる。</p> <p><今後のあり方(案)></p> <p>◎ 周知度の低い排出事業者への産業廃棄物税制度の更なる周知を図るため、業界団体や産業界等とも連携を図りながら、効果的なPRを検討していく。</p> <p>◎ 税充当事業の効果が見えるよう、具体的な事例で伝えていくなど、PRの方法を工夫していく。</p>

以上のとおり、産業廃棄物税制度について、現状分析した結果からは、現行の税制度には一定の効果・成果が見込まれる。また、税収の用途や税率、課税方法等についても、理解が得られている状況にある。

一方、排出事業者が納税を実感しにくい状況があることを踏まえ、税制度の更なる周知、税充当事業の効果のPRの方法や、3Rの促進につながる事業の拡充等の課題も見受けられる。

5 取りまとめ

(1) 産業廃棄物税制度の今後のあり方

産業廃棄物税は、経済的負担による産業廃棄物の削減に対するインセンティブ・意識付けと、税収の活用による減量化・資源化の促進や処理施設の整備促進等の施策の遂行という両面の効果を有する経済的手法として導入されたものである。

産業廃棄物税に関するアンケート調査の結果、現行の税制度の認知度が減少しており、課税目的等が十分に理解されていない面はあるが、税制度の存続については一定の理解が得られていると考えられる。

また、安定的な財源である税収を活用して、3Rの促進、最終処分場の設置促進及び適正処理の推進の3つを柱に各種事業が毎年度、税収の範囲内で適切に実施されており、アンケート調査の結果でも積極的に進めるべきとの意見が95%を超えていた。

税の賦課による効果や税充当事業の成果は、税制度の導入をきっかけとして排出事業者による産業廃棄物の発生抑制や減量化・資源化の取組が進み、経済指標と比較しても産業廃棄物の発生量や排出量は抑制の傾向が認められる一方、再生利用量は増加、最終処分量は減少していることから、一定の効果・成果が得られていると考えられる。しかし近年、再生利用率が伸び悩んでいる傾向が見られることから、新たな再生利用の技術の開発や枠組みを構築していくことが、今後の課題の一つである。

税制度の目的は、排出者責任の原則を堅持しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を通じて最終処分量を削減することにあるが、こうした取組は中長期的な観点から進められることが必要であり、次期廃棄物処理計画（令和4年度から令和8年度まで）の中で具体的な目標を設定し、施策の展開がなされるべきである。

以上のことから、本検討会議は、社会全体がより一層、廃棄物の発生を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の削減を目指す上で、現行税制度はその枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると判断する。

なお、税制度の存続に当たっては、現状の課題及び今後の状況の変化への対応が望まれるとともに、今後も5年を目途に条例の施行状況等を勘案し、改めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

(2) 今後の取組

産業廃棄物税に関するアンケート調査の結果、現行の税制度の認知度が低下しており、課税目的等の詳しい内容が十分に理解されていない状況がある。特に排出事業者が税を実感しにくい状況も踏まえ、税充当事業の効果の見える化を推進することなどにより、排出事業者や産業廃棄物処理業者のみならず県民へも各種講演会などの機会を捉えて税制度の更なる周知を図り、理解を得る取組が重要である。

○3Rの促進

今後も、引き続き発生抑制・再利用及び再生利用の3Rの促進につながる事業の拡充を進める必要がある。特に廃プラスチック類については、アンケート調査の結果にもあるとおり外国政府による輸入規制やバーゼル条約の附属書改正を踏まえ、国内での循環を促進するシステム作りや技術開発、処理施設の整備等により再生利用率の向上を図っていく必要がある。

また、資源循環型社会の構築に向けて、引き続き、先導的かつ効果的な循環ビジネスの発掘、創出や技術開発への支援等に取り組むとともに、それらのビジネスや技術の普及・振興を図っていくことが重要である。

○最終処分場の設置促進

最終処分場の安定的な確保は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠である一方、その設置には長期間を要することから、計画的に進めていく必要がある。そのため、新たな最終処分場の設置促進に向けて、税収からの繰越金を基金として計画的に積み上げていく必要がある。

また、設置に当たって、いわゆる嫌悪施設を受け入れることに対する地元からの生活環境の改善等、地域整備への期待に対して、限られた税財源の中でどのように対応できるか等についても考慮しなければならない。

○適正処理の推進

不法投棄や過剰保管等の不適正処理の未然防止や適正処理に向けた指導・監視の強化を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりを目指して県民、事業者、関係業界、行政等が連携・協力して不法投棄等の未然防止対策の取組を引き続き進める必要がある。

また、電子マニフェストについても、産業廃棄物処理の透明性を高め、不適正処理を防止する方策として各種セミナー、立入検査等の機会を捉えて、一層の普及拡大を推進することが重要である。

更には、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるようマニフェスト制度の徹底や適正な処理コストの負担を指導する等、排出事業者及び処理業者の処理責任を明確にするための事業を推進することが重要である。

資料

○産業廃棄物税検討会議検討経過

区分	開催年月日	主 な 議 題
第1回	令和元年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税制度について ・産業廃棄物の処理状況等について ・産業廃棄物税充当事業について ・産業廃棄物税に関する検討課題について ・産業廃棄物税に関するアンケート調査の実施について
第2回	令和元年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税に関するアンケート調査結果について ・産業廃棄物税に関する検討課題について
第3回	令和2年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税の効果について ・産業廃棄物税に関する検討課題について
第4回	令和2年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税に関する検討課題について ・産業廃棄物税の今後のあり方について
第5回	令和2年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県産業廃棄物税検討会議報告書（案）について

○愛知県産業廃棄物税検討会議委員名簿

所 属 ・ 団 体 名	職 名	氏 名	備 考
椋山女学園大学現代マネジメント学部	教 授	黒 田 達 朗	座 長
中京大学経済学部	教 授	中 山 恵 子	副座長
東洋大学情報連携学部	教 授	後 藤 尚 弘	
一般社団法人愛知県建設業協会	専務理事兼 事務局長	大 西 克 義	
一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	専務理事	堀 部 隆 司	
愛知県中小企業団体中央会	専務理事	石 川 泰 三	
株式会社 J E R A	西日本支社 副支社長	森 崎 隆 善	
一般社団法人中部経済連合会	常務理事	栗 原 大 介	
名古屋商工会議所	常務理事兼 事務局長	田 中 豊	

(敬称略、関係団体は団体名の五十音順)